不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案要綱

一措置命令

第

景品!

題及び

表示

に関

する規

制

措置 命令 は、 措置命令書の謄本を送達して行うものとすること。

(第七条第三項関係)

二課徴金

徴金

 \mathcal{O}

計

算

0

基礎となるべき事

・実について第二十五条第

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定による報告を求めら

ń

たに

ŧ

か

カン

1 第八条第一 項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、 事業者が課徴金対象行為に係る課

わ らずその 報告をしないときは 内 閣 総 理大臣は 当該 事 業者 に係 る課 徴 金 対 象期 間 \mathcal{O} うち当 該 事 実

 \mathcal{O} 報告が されず 課徴 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 計算 (の基) 礎となるべき事 実を把握することができない 期間に おける第 八条第

項に定める売 上額を、 当該事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他 \mathcal{O}

事 業者若 て、 内閣府令で定める合理的な方法により推計して、 しくは当該商 品若、 しくは役務の供給を受ける他 課徴金の納付を命ずることができるも の事 業者 から入手した資料その 他 の資料、 のとす . を 用

ること。

(第八条第四項関係)

事業者が、 基準日 (課徴金対象行為に係る事案について、 次に掲げる行為が行われた日のうち最も

2

早 1 日 をいう。) から遡り十年以内に、 課徴金納 付命令 (当該課徴金納 付命令 が 確定 してい る場合に

限る。) を受けたことがあり、 か つ、 当該課徴 金納 付 命 令 \mathcal{O} 日以 後に お 1 て課徴 金対 象行為をし てい

た者であるときにおける第八条第一項の規定の適用については、 同項中「百分の三」とあるのは、「百

分の四・五」とするものとすること。

イ 報告徴収等

ロ 第八条第三項の規定による資料の提出の求め

ハ 第十五条第一項の規定による通知

第八条第五項及び第六項関係)

3 事 業者 が所定の の手続に沿って返金措置を実施した場合には課徴金を減額するものとする措置につい

て、 金銭の交付に加えて、 当該返金措置の対象となる一般消費者が承諾した場合に、 資金決済に関す

る法 律 (平成二十一年法律第五 十九号) 第三条第七項に規定する第三者型発行者が発行する同

項第一号の 前払式支払手段その 他 内閣府令で定めるものであって、 金銭と同 様 に通常使用することが

できるものとして内閣府令で定める基準に適合するものを交付することを可能とすること。

(第十条第一項関係)

4 課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における弁明の機会の 付 与 \mathcal{O} 通 知に

特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書 つい て、 定 の事 項 (以下この 4 に お ζ) て 「公示事項」という。)を内閣府令で定 める方法 面を消費者庁の に より不

掲 宗場に掲示し、 又は公示事項を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを

閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うことができるものとすること。

(第十五条第二項関係)

三 是正措置計画の認定等

1 内閣 総 理大臣、 は、 第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると

疑うに足りる事実がある場合において、 その疑いの理由となった行為について、一般消費者に よる自

主的 か つ合理的な商 品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、 当該疑い \mathcal{O} 理 由と

な 0 た行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができるものとすること。

イ 当該疑いの理由となった行為の概要

ロ 違反する疑いのある法令の条項

ハ 2の認定の申請をすることができる旨

(第二十六条関係)

2 1 0 通 知を受けた者は、 疑 1 0) 理由となった行為及びその影響を是正するために必要な措 置 を自ら

策定し、 実施しようとするときは、 内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置 $\widehat{4}$

イにおいて「是正措置」という。)に関する計画 (以下この2及び4イにおいて 「是正措置計 画 ح

1 う。)を作成し、 これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出 して、 その 認定

を申請することができ、 内閣 総理大臣は、 当該是正措置計 画 が 疑い \mathcal{O} 理由となっ た行為及びその影

響を是正するために十分なものであること等の要件に適合すると認めるときは、 その 認定をするも

とすること。

3

(第二十七条関係)

第七条第一項及び第八条第一項の規定は、 内閣総理大臣が2の認定をした場合における当該認定に

係る疑 の理由となった行為については、 適用しないものとすること。

(第二十八条関係)

4 内 閣 総 理大臣は、 次のいずれかに該当するときは、 2の認定を取り消さなければならないものとす

ること。

1 2の認定を受けた是正措置計画に従って是正措置が実施されていないと認めるとき。

口 2 0 認定を受けた者が虚偽又は不正 の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

(第二十九条関係)

5 内閣 総理大臣は、 第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると

疑うに足りる事実が既になくなっている場合においても、 その疑いの理由となった行為について、一

般消費者による自主的 かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、

当 該 疑 γ̈́`\ \mathcal{O} 理由となった行為をした者等に対し、 次に掲げる事項を書面により通知することができる

ものとすること。

イ 当該疑いの理由となった行為の概要

ロ 違反する疑いのあった法令の条項

ハ 6の認定の申請をすることができる旨

(第三十条関係)

6 5 0) 通知を受けた者は、 疑い \mathcal{O} 理由となった行為による影響を是正するために必要な措置を自ら策

定し、 実施しようとするときは、 内閣府令で定めるところにより、 その実施しようとする措置 (8 イ

に .おいて「影響是正措置」という。) に関する計画(以下この6及び8イにおいて「影響是正措置計

画 という。)を作成し、 これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣 総理大臣に提出 そ

 \mathcal{O} 認定を申請することができ、 内閣総理大臣 は、 当該影響是正 **措置計** 画 が、 疑 1 0) 理 由とな 0 た行為

による影響を是正するために十分なものであること等の要件に適合すると認めるときは、 その認定を

するものとすること。

7

(第三十一条関係)

第七条第一項及び第八条第一項の規定は、 内閣総理大臣が6の認定をした場合における当該認定に

係る疑 ζ\ の理由となった行為については、 適用 しない ものとすること。

(第三十二条関係)

内 閣 総 理大臣は、 次の いずれ かに該当するときは、 6 の認定を取り消さなければならないものとす

ること。

8

1 6 の認定を受けた影響是正措置計画に従って影響是正措置が実施されていないと認めるとき。

6 0 認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

口

(第三十三条関係)

適格消費者団体は、 事業者が現にする表示が第三十四条第一項第一号に規定する表示に該当すると疑

うに足りる相当な理由があるときは、 内閣府令で定めるところにより、 当該事業者に対し、 その理由 を

示して、 当該 以事業者 のする表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を開示するよう要請することが

できるものとすること。

(第三十五条第一項関係)

事業者は、一の資料に営業秘密 (不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定す

る営業秘密をいう。) が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、 の要請に応じるよう努

めなければならないものとすること。

(第三十五条第二項関係)

第三 雑則

外国執行当局への情報提供に係る制度の創設

内 閣総理大臣は、 外国執行当局に対し、 その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことがで

きるものとすること。

(第四十一条関係)

一 送達に係る規定の見直し

送達に関 して準用する民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) の規定として、 同法第百七条第一項 (第

号に係る部分に限る。)及び第三項を追加するものとすること。 (第四十二条及び第四十三条関係

三 公示送達

庁 閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとすること。 により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面 の掲示場に掲示し、 公示送達 は、 送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を内閣府令で定める方法 又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを (第四十四条関 を消 係 費者

第四

は類似 取引における当該商 \mathcal{O} も著しく優良であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき及び自己の供給する商 É 自己 の 罰則 又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給してい \mathcal{O} \mathcal{O} 商 供 給する商 品若しくは役務を供給してい 品品 品品 又は役務の価 又は役務の取 格その 引における当該商品又は役務 る他 他 の取 の事業者に係るもの 引条件について実際のもの 0 よりも取 品質、 規 引 る他の \mathcal{O} 又は当該事業者と同 格その他 相手方に著しく有利である 事業者に係るも の内容について実際 品品 又は役務の 種 苦しく 0 より

と —

般消費者を誤認させるような表示をしたときについて罰則を定めるものとすること。

第五 その他

その他所要の規定を整備すること。

第六 附則

この法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

ものとすること。ただし、第一の二4の規定は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政

令で定める日から、二の一 部の規定は公布の日から、 それぞれ施行するものとすること。

(附則第一条関係)

この法律の施行に関し所要の経過措置を定めるとともに、この法律の施行の状況についての検討規定

を設けるほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から附則第八条まで関係)

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十一条」に、「第二十六条―第二十八条」を「第二十二条―第二十四条」

「第五節 報告の徴収及び立入検査等(第二

報告の徴収及び立入検査等(第二十九条)」を 第六節 是正措置計画の認定等

十五条)

に、

「第五節

に、 「差止請求権等」を「差止請求等」に、 「第三十条」を「第三十四条・第三十五

条」に、「第三十一条・第三十二条」を「第三十六条・第三十七条」に、「第三十三条―第三十五条」を

−第四十五条」に、「第三十六条─第四十一条」を「第四十六条─第五十二条」に改める。

第二条第一項中「第三十一条」を「第三十六条」に改め、同条第二項ただし書中「第四十条」を「第五十

一条」に改める。

3

措置命令は、

措置命令書の謄本を送達して行う。

第七条第二項中 「命令」の下に「(以下「措置命令」という。)」を加え、 同条に次の一項を加える。

- 1 -

第八条に次の三項を加える。

4 その報告をしないときは、 金 れず課徴金 の計算の基礎となるべき事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらず 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、 事業者又は当該課徴金対象行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事 一の計算 (の基礎となるべき事実を把握することができない期間 内 閣総理大臣は、 当該事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事 当該事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴 にお ける第一項に定め 実の る売 報告がさ 上 額

若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、 内閣府令で定める合理

を、

該

的な方法により推計して、 課徴金の納付を命ずることができる。

5 あるときにおける第一項の規定の適用については、 事業者が、基準日から遡り十年以内に、)を受けたことがあり、 かつ、 当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為をしていた者で 課徴金納付命令 同項中 (当該課徴金納付命令が確定している場合に限 「百分の三」 とあるのは、 「百分の四 ・ 五 と

する。

6

前項に規定する 「基準日」 とは、 同項に規定する課徴金対象行為に係る事案について、 次に掲げる行為

業者若しくは当該

商

が行われた日のうち最も早い日をいう。

報告徴収等 (第二十五条第一項の規定による報告の徴収、 帳簿書類その他の物件の提出の命令、 立入

検査又は質問をいう。第十二条第四項において同じ。)

二 第三項の規定による資料の提出の求め

三 第十五条第一項の規定による通知

第九条中 「前条第 項」 の 下 に (同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 以下この節

において同じ。 を加え、 「同項」 を 「同条第一項」に改める。

第十条第一項中「金銭」の下に「(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三条第七項

に規定する第三者型発行者が発行する同条第一項第一号の前払式支払手段その他内閣府令で定めるものであ

金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの (以下この

項において「金銭以外の支払手段」という。)を含む。 以下この条及び次条第二項において同じ。)」を、

「交付する措置 の 下 に 「金銭以外の支払手段を交付する措置にあつては、 当該金銭以外の支払手段の交

付を承諾した者に対し行うものに限る。」を加える。

第十一条第二項中「を第八条第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「第八条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、 同条第四項中「(第二

十九条第一項の規定による報告の徴収、 帳簿書類その他の物件の提出の命令、 立入検査又は質問をいう。 以

下この項において同じ。)」を削り、 同条第六項中「及び第三項並びに」を「から第六項まで及び」に改め

る。

第十五条第二項中 「を消費者庁の事務所の掲示場に掲示する」を「(以下この項において「公示事項」と

いう。)を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、 公示

事項が記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を消費者庁の事務所に設置した電子計算

機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をとる」に、 「掲示を始めた」を「当該

措置をとつた」に改める。

第二十一条から第二十四条までを削る。

第二十五条を第二十一条とし、 第二章第四節中第二十六条を第二十二条とし、第二十七条を第二十三条と

する。

第二十八条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、 同条を第二十四条とする。

第二十九条第一項中「第七条第一項の規定による命令、 課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告

を行う」を「この法律を施行する」に改め、第二章第五節中同条を第二十五条とする。

第四十一条中「第三十条第三項」を「第三十四条第三項」に改め、 同条を第五十二条とする。

第四十条第一項中 「第三十六条第一項」を 「第四十六条第一項」 に改め、 同条を第五十一条とする。

第三十九条中 「第三十六条第一項」を 「第四十六条第一項」 に改め、 同条を第五十条とする。

第三十八条第一項第一号中「第三十六条第一項」を「第四十六条第一項」 に改め、 同項第二号中 「前条

同条」を「前二条 各本条」に改め、 同条第二項中「次の各号」を「前項各号」に改め、 同項各号を削り、

同条を第四十九条とする。

第三十七条中「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、 「者は」を「ときは、 当該違反行為をし

た者は」に改め、 同条を第四十七条とし、 同条の次に次の一条を加える。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、 百万円以下の罰金に処す

る。

自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の品質、 規格その他の内容について、

実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るも

 \mathcal{O} よりも著しく優良であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき。

自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の 価格その 他 の取引条件について、 実

際の ŧ の又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給してい る他の 事業者に係るもの

より も取引の相手 方に著しく有利であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき。

第三十六条第一項中 「第七条第一項の規定による命令」 を 「措置命令」に、 「者は」を「ときは、 当該違

反行為をした者は」に改め、同条を第四十六条とする。

第五章中第三十五条を第四十条とし、 同条の次に次の五条を加える。

、外国執行当局への情報提供)

第四 十一条 内閣 総理大臣は、 この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局 (次項及び第三項にお

1 7 「外国執行当局」という。) に対し、 その職務 (この法律に規定する職務に相当するものに限る。 次

項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、 当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用され

ず、かつ、 次項の同意がなければ外国の刑事事件の捜査 (その対象たる犯罪事実が特定された後のものに

限る。) 又は審判 (同項において「捜査等」という。) に使用されないよう適切な措置がとられなければ

ならない。

3 内 閣 総 理大臣は、 外国執行当局からの要請があつたときは、 次の各号のいずれかに該当する場合を除

き、 第一 項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国 (第三号において 「要請国」という。) \mathcal{O} 刑

事 事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政

治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

した場合において、 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたと その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が 行う同種 の要請に応ずる旨の要請国 $\overline{\mathcal{O}}$ 保証 がないとき。

4 内閣総理大臣は、 前項の同意をする場合においては、 あらかじめ、 同項第一号及び第二号に該当しない

ことについて法務大臣の確認を、 同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、 それぞれ受け

なければならない。

(送達書類

第四十二条 送達すべき書類は、 この法律に規定するもののほか、 内閣府令で定める。

(送達に関する民事訴訟法 この準用

第四十三条 書類の送達については、 民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) 第九十九条、 第百一条、 第百三

条、 第百 五条、 第百六条、 第百七条第一項 (第一号に係る部分に限る。 次条第一項第二号にお て同

)及び第三項、 第百八条並びに第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一

項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中 「裁判所書記官」とあるのは 「消費者庁の職員」と、

同 .項中 「最高裁判所規則」とあるのは 「裁判所」 とあるのは 「内閣総理大臣」 「内閣府令」と、 と読み替えるものとする。 同法第百八条中 「裁判長」 とあり、 及び同法第百

公示送達

九条中

第四十四条 内閣総理大臣は、 次に掲げる場合には、 公示送達をすることができる。

- 送達を受けるべき者の住所、 居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定により送達をすることができない

場合

- 三 外国においてすべき送達について、 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によ
- ることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合
- 兀 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後

六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

- 2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を内閣府令で定める方法に
- より不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を消費者庁の
- 掲示場に掲示し、 又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧す
- ることができる状態に置く措置をとることにより行う。
- 3 公示送達は、 前項の規定による措置をとつた日から二週間を経過することによつて、 その効力を生ず

る。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、 前項の期間は、 六週間とする。

電子情報処理 組織 の使用)

第四十五条 消費者庁の職員が、 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第百

五十一号) 第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの法律又は内閣府令の規定により書類を送達し

て行うこととしているものに関する事務を、 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第

項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理 |組織を使用して行つたときは、 第四·

お いて読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書 |面の作成 及び 10 -

提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機

置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第三十四条第二項中 「第三十二条」を 「第三十七条」に、 「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」

に改め、 同条を第三十九条とする。

一十四条第一項」に、

第三十三条第三項中 「第七条第一項の規定による命令」 を 「措置命令」に、 「第二十八条第一項」を 「第

「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、

同条を第三十八条とする。

(入出力装

第四章中第三十二条を第三十七条とし、第三十一条を第三十六条とする。

第三十条に見出しとして「(差止請求権等)」を付し、 同条第一項中「この条及び第四十一条において単

に」を削り、 第三章中同条を第三十四条とし、 同条の次に次の一条を加える。

(資料開示要請等)

第三十五条 適格消費者団体は、 事業者が現にする表示が前条第一項第一 号に規定する表示に該当すると疑

うに足りる相当な理由があるときは、 内閣府令で定めるところにより、 当該事業者に対し、 その 理 由 を示

して、 当該事業者のする表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を開示するよう要請することができ

る。

2 事業者は、 前項の資料に営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定す

る営業秘密をいう。)が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、 前項の規定による要請に応

じるよう努めなければならない。

第三章の章名中「差止請求権等」を「差止請求等」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第六節 是正措置計画の認定等

(継続中の違反被疑行為に係る通知)

第二十六条 内閣総理大臣は、 第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があ

ると疑うに足りる事実がある場合において、 その疑い の理由となつた行為について、 一般消費者による自

主的 かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、 当該疑 γ̈́`\ 0 理 由となっ

た行為をしている者に対し、 次に掲げる事 項を書面により通知することができる。 ただし、 措置 命令に係

る行政手続法第三十条の規定による通知又は第十五条第一項の規定による通知をした後は、 この 限りでな

V >

当該疑いの理由となつた行為の概要

一 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

(是正措置計画に係る認定の申請等)

第二十七条 前条の規定による通知を受けた者は、 疑い の理由となつた行為及びその影響を是正するために

必要な措置を自ら策定し、 実施しようとするときは、 内閣府令で定めるところにより、 その実施しようと

する措置 (以下この条及び第二十九条第一項第一号において「是正措置」という。)に関する計画 (以 下

この条及び同号において「是正措置計画」という。)を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以

内に内閣総理大臣に提出して、 その認定を申請することができる。

次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 是正措置の内容

2

是正措置計画には、

二 是正措置の実施期限

三 その他内閣府令で定める事項

3 内 閣 総理大臣は、 第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その是正措置計画が次の各号

 \mathcal{O} いずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

是正措置が疑い の理由となつた行為及びその影響を是正するために十分なものであること。

4 前項の認定は、文書によつて行わなければならない。 二 是正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

- 5 第三項の認定は、 その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、 その効力を生ずる。
- 6 内閣総理大臣は、 第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その是正措置計画が第三項各

号 の いずれかに適合しないと認めるときは、 これを却下しなければならない。

7 第四 項及び第五 一項の 規定は、 前項の規定による処分について準用する。 この場合において、 第五項中

「認定書」とあるのは、「不認定書」と読み替えるものとする。

8 第三項 の認定を受けた者は、 当該認定に係る是正措置計 一画を変更しようとするときは、 内閣府令で定め

9 第三項から第七項までの規定は、 前項の変更の認定について準用する。

るところにより、

内

閣

総理大臣

の認定を受けなければならな

(是正措置計画に係る認定の効果)

第二十八条 第七条第一項及び第八条第一 項の規定は、 内閣総理大臣が前条第三項の認定 (同条第八項の変

更の認定を含む。 次条において同じ。) をした場合における当該認定に係る疑い \mathcal{O} 理由となつた行為につ

いては、 適用しない。 ただし、 次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、 この限りでな

\ \ \

(是正措置計画に係る認定の取消し等)

第二十九条 内閣総理大臣は、 次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第三項の認定を取り消さ

なければならない。

第二十七条第三項の認定を受けた是正措置計画に従つて是正措置が実施されていないと認めるとき。

第二十七条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明し

たとき

2 第二十七条第四項及び第五項の規定は、 前項の規定による同条第三項の認定の取消しについて準用す

る。 この場合において、同条第五項中「認定書」とあるのは、 「取消書」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による第二十七条第三項の認定の取消しがあつた場合において、 当該取消しが第十二条第

七項に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた

行為に対する課徴金納付命令は、 同項の規定にかかわらず、 当該取消しの日から二年間においても、 する

ことができる。

(既往の違反被疑行為に係る通知)

第三十条 内閣総理大臣は、 第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為がある

と疑うに足りる事実が既になくなつている場合においても、その疑いの理由となつた行為について、 一般

消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、 第 一 号

に掲げる者に対し、 第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。 ただし、 措置· |命令に係る行

政手続法第三十条の規定による通知又は第十五条第一項の規定による通知をした後は、

この限りでない。

一次に掲げる者

イ 当該疑いの理由となつた行為をした者

口 当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、 当該法人が合併により消滅した

ときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

1 の理 当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、 由となつた行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 当該法人から分割により当該疑

= 当該疑い の理由となつた行為をした者から当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一 部

を譲り受けた者

- 二 次に掲げる事項
- イ 当該疑いの理由となつた行為の概要
- ロ 違反する疑いのあつた法令の条項
- ハー次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

(影響是正措置計画に係る認定の申請等)

第三十一条 前条の規定による通知を受けた者は、 疑いの理由となつた行為による影響を是正するために必

る措置(以下この条及び第三十三条第一項第一号において「影響是正措置」という。)に関する計画 (以

要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、

下この条及び同号において「影響是正措置計画」という。)を作成し、これを当該通知を受けた日から六

十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができる。

一影響是正措置の内容

2

影響是正措置計画には、

次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 影響是正措置の実施期限

その実施しようとす

- 三 その他内閣府令で定める事項
- 3 内 閣 総理大臣は、 第一項の規定による認定の申請があつた場合において、 その影響是正措置計画が次の
- 各号のいずれにも適合すると認めるときは、 その認定をするものとする。

の理由となつた行為による影響を是正するために十分なものであること。

影響是正措置 が確実に実施されると見込まれるものであること。

影響是正措置が疑い

- 4 第二十七条第四項及び第五 項の規定は、 前項 の認定について準用する。
- 5 内閣 総理大臣は、 第一項の規定による認定の申請があつた場合において、 その影響是正措置計画 が
- 項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、これを却下しなければならない。
- 6 同 条第五項中 第二十七条第四項及び第五項の規定は、 「認定書」とあるのは、 「不認定書」 前項の規定による処分について準用する。 と読み替えるものとする。 この場合において、
- 7 第三項の認定を受けた者は、 当該認定に係る影響是正措置計画を変更しようとするときは、 内閣府令で
- 定めるところにより、 内閣 総理大臣 の認定を受けなければならな
- 8 第三項から第六項までの規定は、 前項の変更の認定について準用する。

(影響是正措置計画に係る認定の効果)

第七条第一項及び第八条第一項の規定は、 内閣総理大臣が前条第三項の認定 (同条第七項の変

更の認定を含む。次条において同じ。)をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為につ

いては、 適用しない。 ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、 この限りでな

V :

(影響是正措置計画に係る認定の取消し等)

内閣総理大臣は、 次の各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第三項の認定を取り消さ

なければならない。

第三十一条第三項の認定を受けた影響是正措置計画に従つて影響是正措置が実施されていないと認め

るとき。

第三十一条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明し

たとき。

2 第二十七条第四項及び第五項の規定は、 前項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しについて準

用する。 この場合において、 第二十七条第五項中「認定書」とあるのは、 「取消書」と読み替えるものと

する。

3 第一項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しがあつた場合において、 当該取消しが第十二条第

七項に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、 当該認定に係る疑い の理由となつた

同項の規定にかかわらず、

当該取消しの日から二年間においても、

する

ことができる。

行為に対する課徴金納付命令は、

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

第十五条第二項の改正規定 公布 の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法(次条において「新法」という。) 第八条

第四項から第六項までの規定は、不当景品類及び不当表示防止法第八条第一項に規定する課徴金対象行為

(以下この条において 「課徴金対象行為」という。)であって、 この法律の施行の日 (以下この条及び附

則第八条において「施行日」という。)前に開始し施行日以後もやめてい ないもの及び 施行日以後に開始

するものに つい て 0 課徴 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額 (施行 日 前に開 始 し施 行 日 以後もやめて 7 ない ·課徴~ 金対象行為に あって

は、 施行 日 以 後 の課 徴金対象行為に対応する部分に限る。 の算定について適用する。

第三条 附則 第一条第二号に掲げる規定の施行 \mathcal{O} 日の前日までの 間における新法第四 干四四 条第二項及び第三

項 の規定の適用については、 同条第二項中 「内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧すること

が できる状態に置くとともに、 その旨が記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し、 又はその旨を消費

者庁 の事務所に設置した電子計算機 の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置

る」とあるのは 「消費者庁の掲示場に掲示する」と、 同条第三項中 「措置をとつた」とあるのは 「掲示を

始めた」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含

む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 この法律による改正後の規定の施行の状

況について検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

る。

(消費者契約法の一部改正)

第六条 消費者契約法 (平成十二年法律第六十一号) の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項及び第四十三条第二項第二号中 「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め

る。

(民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 民事訴訟法等の一部を改正する法律 (令和四年法律第四十八号)の一 部を次のように改正する。

附則第五十七条のうち不当景品類及び不当表示防止法第二十二条の改正規定を次のように改める。

第四十三条を次のように改める。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第四十三条 書類の送達については、 民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) 第百条第一項、

第百一条、

第百二条の二、第百三条、 第百五条、 第百六条、 第百七条第一項 (第一号に係る部分に限る。 次条第

項第二号において同じ。)及び第三項並びに第百八条の規定を準用する。 この場合におい 同法

第百条第一項中 「裁判所」 とあり、 及び同法第百八条中 「裁判長」 とあるの は 「内閣 総理大臣」

「消費者庁の職員」と、 同項中 「最高裁判所規則」 とあるのは 「内閣府令」 と読み替えるものとす

る。

同法第百

条第

項 中

「執行官」

とあり、

及び同法第百七条第

一項中

裁裁

判

:所書記官」

とあるのは

附則第五十七条のうち不当景品類及び不当表示防止法第二十四条の改正規定中 「第二十四条」 を

十五条」に改める。

(調整規定)

第八条 施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四年法律

あるのは、「第四十六条及び第四十七条」とする。

最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、 一般消費者の利益の一 層の保護を図

るため、 前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、 不当景品

類及び不当表示防止法第五条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑い の理由となった行為に係る是正措

置計 画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこととする措置等を講ずる必

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)(附則第七条関係)・・・	○消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)(附則第六条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)(本則関係)・・・・・・・	目次	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(新旧対照条文)
_	28	1		

○不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)(本則関係)

(傍
線部
分は改
正部
分

第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の(定義)	1次 1次 1次 1次 1次 1次 1次 1次	改正案
第二条 この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の(定義)	B	現

を行う役員、 事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為 : 規定の適用については、これを当該事業者とみなす。 従業員、 代理人その他の者は、 次項及び第三十六条

2 同じ。 営んでいるものを含まないものとする。 0 増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はそ 0 0 (事業者団体の構成員である事業者をいう。 他の)連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。 事業者の結合体又はその連合体であつて、 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を 事業を営むことを主たる目的とし、)の出資を有し、営利を目的として商業、 かつ、 資本又は構成事業者 第五十一条において 工業、 ただし、二以上 現にその事業を 金融業そ

<u>\{\pm\}</u> (略)

3

•

略

一節 措置命令

第七条 略

2 いう。 根拠を示す資料の提出を求めることができる。 事業者に対し、 否かを判断するため必要があると認めるときは、 当該事業者が当該資料を提出しないときは、 閣総理大臣は、)に関し、 期間を定めて、 事業者がした表示が第五条第一号に該当するか 前項の規定による命令 当該表示の裏付けとなる合理的な (以 下 この場合において 同項の規定の適用 当該表示をした 「措置命令」 لح

> の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。 を行う役員、 事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為 従業員、 代理人その他の者は、 次項及び第三

2

ľ, の連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。 他の事業を営むことを主たる目的とし、 の事業者の結合体又はその連合体であつて、 増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はそ んでいるものを含まないものとする。 (事業者団体の構成員である事業者をいう。 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益)の出資を有し、営利を目的として商業、 かつ、 資本又は構成事業者 第四十条において同 工業、 現にその事業を営 ただし、二以上 金融業その

<u>\{\pm\}</u> (略

3 • 4

略

節 措置命令

第七条

略

2 しないときは、 ことができる。 当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求める と認めるときは、 表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要がある 内閣総理大臣は、 この場合において、当該事業者が当該資料を提出 同項の規定の適用については、 当該表示をした事業者に対し、 前項の規定による命令に関し、 当該表示は同号に 期間を定めて、 事業者がした

3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。 については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。	(新設) (新設) である表示とみなす。
第三節 課徴金	第三節 課徴金
(課徴金納付命令)	(課徴金納付命令)
第八条 (略)	第八条 (略)
2 • 3 (略)	2 • 3 (略)
4 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該	(新設)
事業者が当該課徴金対象行為に係る課徴金の計算の基礎となるべ	
き事実について第二十五条第一項の規定による報告を求められた	
にもかかわらずその報告をしないときは、内閣総理大臣は、当該	
事業者に係る課徴金対象期間のうち当該事実の報告がされず課徴	
金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間に	
おける第一項に定める売上額を、当該事業者又は当該課徴金対象	
行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該	
商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料そ	
の他の資料を用いて、内閣府令で定める合理的な方法により推計	
して、課徴金の納付を命ずることができる。	
5 事業者が、基準日から遡り十年以内に、課徴金納付命令(当該	(新設)
課徴金納付命令が確定している場合に限る。)を受けたことがあ	
り、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において課徴金対象行為	
をしていた者であるときにおける第一項の規定の適用については	

第九条 6 第 府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、 場合を含む。 三 してされたものであるときは、この限りでない。 該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知 告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当 た額を当該課徴金の額から減額するものとする。 総理大臣は、 早い日をいう。 為に係る事案について、 (返金措置の実施による課徴金の額の減額等) (課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減 第十二条第四項において同じ。 前項に規定する 同 簿書類その他の物件の提出の命令、 項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得 第三項の規定による資料の提出の求め 項 第十五条第 報告徴収等 前 中 条第 「百分の三」とあるのは、 当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣 以下この節において同じ。 項 一項の規定による通知 第二 「基準日」 (同条第五項の規定により読み替えて適用する 一十五条第 次に掲げる行為が行われた日のうち最も とは、 項の規定による報告の 同項に規定する課徴金対象行 「百分の四・ 立入検査又は質問をいう。 の場合において、 ただし、その報 五」とする。)徴収、 同条 内閣 額 帳 第九条 (新設) り内閣総理大臣に報告したときは、 が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところによ この限りでない。 金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは いての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴 するものとする。 徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額 (返金措置の実施による課徴金の額の減額等) (課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の 前条第一項の場合において、 ただし、その報告が、当該課徴金対象行為につ 内閣総理大臣は、 同項の規定により計算した課 当該事業者 減 額

第十条 法律 購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭 までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる 者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した る計画 次条において「返金措置」という。)を実施しようとするときは 手段の交付を承諾した者に対し行うものに限る。 以外の支払手段を交付する措置にあつては、 下この条及び次条第二項において同じ。)を交付する措置 下この とができるものとして内閣府令で定める基準に適合するもの 他内閣府令で定めるものであつて、 三者型発行者が発行する同条第 ているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費 を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定され 一項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引 を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限 内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措 (以下この条において「実施予定返金措置」という。) に関す (平成二十一 頃に 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、 (以下この条において「実施予定返金措置計画」という。 おい 年法律第五十九号)第三条第七項に規定する第 「金銭以外の支払手段」 項第 金銭と同様に通常使用するこ 号の前払式支払手段その という。 当該金銭以外の支払 (資金決済に関する 以下この条及び を含む。 第八条第 (金銭 议 以

第十条 者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した 二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引 ことができる。 書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、 画」という。)を作成し、これを第十五条第一 とする返金措置(以下この条において「実施予定返金措置」とい とするときは、 下この条及び次条において「返金措置」という。)を実施しよう 購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置 ているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費 を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定され)に関する計画(以下この条において「実施予定返金措置計 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、 内閣府令で定めるところにより、その実施しよう その認定を受ける 項に規定する弁明 第八条第

2 10 (略

2 5 10

略

第十一条 (略)

2 第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする めるところにより計算した額を第八条第一項若しくは第四項又は 措置を含む。)において交付された金銭の額として内閣府令で定 規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による 額 た額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、 報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金 認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは よる報告に基づき、 は、 この場合において、 「該返金措置 閣総理大臣は、 零とする。 (当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に 前条第一項の認定後に実施された返金措置が 第八条第一項の場合において、 当該内閣府令で定めるところにより計算し 前項の規定に 当該 2

3 (略

(課徴金の納付義務等)

しなければならない。四項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項若しくは第

端数は、切り捨てる。より計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その2 第八条第一項若しくは第四項、第九条又は前条第二項の規定に

3 (略)

第十一条 (略)

いて、 金の額から減額した額が零を下回るときは、 より計算した課徴金の額から減額するものとする。 めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定に 措置を含む。)において交付された金銭の額として内閣府令で定 報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金 規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による 認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは よる報告に基づき、 当該返金措置 内閣総理大臣は、 当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴 (当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に 前条第一項の認定後に実施された返金措置が 第八条第一項の場合において、 当該額は、 この場合にお 前 項の 零とする 規定に

(略

3

ĺ

(課徴金の納付義務等)

ない。
は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければなら第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又

2

3 (略)

条第 て、 事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の により消滅したときは、 知を受けた日。 受けた他 以下この項において同じ。 において、 定事業承継子会社等」という。)がした課徴金対象行為とみなし 全部若しくは一部を承継した子会社等(以下この項において 金対象行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由 てその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該課徴 当該課徴金対象行為に係る事案についての調査開始日以後にお 為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社に限る。)が をいう。 において同じ。) 又は当該事業者と親会社が同一である他の会社 しくは親会社 後においてその一若しくは二以上の子会社等 人が当該課徴金対象行為について第十五条第一項の規定による通 に行われた日 法 人が当該課徴金対象行為に係る事案について報告徴収等が最初 一般金対象行為をした事業者が法人である場合において、 第八条から前条まで及び前三項の規定を適用する。この場合 (第十二条第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。 項中 以下この項において同じ。)に対して当該課徴金対象行 |の特定事業承継子会社等と連帯して」と、 当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、 「当該事業者に対し」とあるのは (当該報告徴収等が行われなかつたときは、当 (会社を子会社とする他の会社をいう。 以下この項 以下この項において 当該法人がした課徴金対象行為は、)に対し、この項の規定による命令を 「調査開始日」という。 「特定事業承継子会 (事業者の子会社若 第一 項中「受 第八 当該 当該 T該法 「特 以 V 4

4

きは、 為は、 為とみなして、 り当該課徴金対象行為に係る事業の全部を承継させ、 業承継子会社等 おいて「特定事業承継子会社等」という。)がした課徴金対象行 当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等 以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象 以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割によ 限る。)が当該課徴金対象行為に係る事案についての調査開 徴金対象行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社に る他の会社をいう。 以下この項において同じ。)又は当該事業者と親会社が同一であ の子会社若しくは親会社(会社を子会社とする他の会社をいう。 いう。)以後においてその一若しくは二以上の子会社等 定による通知を受けた日。以下この項において「調査開始日」と は、 提出の命令、 法人が当該課徴金対象行為に係る事案について報告徴 十九条第 この場合において、 課徴金対象行為をした事業者が法人である場合において、 当該法人が当該課徴金対象行為について第十五条第一 が最初に行われた日 第八条第 当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、 一項の規定による報告の徴収 立入検査又は質問をいう。 第八条から前条まで及び前三項の規定を適用する 一項中 (第十二条第四項に規定する特定事業承継子会社 以下この項において同じ。)に対して当 当該特定事業承継子会社等が一 「当該事業者に対し」とあるのは (当該報告徴収等が行われなかつたとき 以下この項において同じ 帳簿書類その 又は分割により (以下この 一以上あると 収等 他 (事業者 「特定事 項の規 物件 (第二 T該課 当該 頃に 始

社等 他の特定事業承継子会社等と連帯して、 項において同じ。)は、 けた者は、 (第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。 第八条第一項」とあるのは 第八条第一項の規定による命令を受けた 「受けた特定事業承継子会 同項」とする。 以下この

5

6 令で定める。 で及び第九条から前条までの規定の適用に関し必要な事項は、 第三項及び第四項の場合において、第八条第二項から第六項ま 政

7 略

(弁明の機会の付与の通知の方式

第十五条 (略

2 載した書面をいつでもその者に交付する旨 三号に掲げる事項及び内閣総理大臣が同項各号に掲げる事項を記 0 が判明しない場合においては、 記載された書面を消費者庁の掲示場に掲示し 数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、 「公示事項」という。 氏名 内閣総理大臣は、 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)、 課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在 を内閣府令で定める方法により不特定多 前項の規定による通知を、 (以下この項において 又は公示事項を消 公示事項が その者 同項第

> よる命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」 等をいう。以下この項において同じ。)に対し、この項の規定に 令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して、 業承継子会社等 一項中「受けた者は、第八条第一項」とあるのは 以下この項において同じ。 (第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう は、 第八条第一項の規定による命 「受けた特定事 同項」とする と 第

5 (略)

6 びに第九条から前条までの規定の適用に関し必要な事項は 第三項及び第四項の場合において、 第八条第二項及び第

> 政令 項

並

(略)

で定める。

7

(弁明の機会の付与の通知の方式

第十五条 (略)

2 いては、 載した書面をいつでもその者に交付する旨を消費者庁の事務所の がその者に到達したものとみなす。 掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合にお 三号に掲げる事項及び内閣総理大臣が同項各号に掲げる事 の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)、 が判明しない場合においては、 内閣総理大臣は、 掲示を始めた日から二週間を経過したときに、 課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所 前項の規定による通知を、 当該通知 ず項を記 同項第 その者

できる。この場合においては、当該措置をとつた日から二週 関覧することができる状態に置く措置をとることによつて行うことができるができる状態に置く措置をとることによって行うこのである。

(送達書類)

内

(送達に関する民事訴訟法の準用)

(削る)

(削る)

裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。百九号)第九十九条第一項中「執判長」とあり、及び同法第百九条中「同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「消費者庁の職員同法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条第二十二条 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第

(公示送達)

(削る)

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所がることができる。第二十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をす

知れない場合

(削る)

ても送達をすることができないと認めるべき場合 事訴訟法第百八条の規定によることができず、 外国においてすべき送達について、 前条において準用する民 又はこれによつ

の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証す 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国

公示送達は、 る書面の送付がない場合 送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも

2 交付すべき旨を消費者庁の事務所の掲示場に掲示することにより

3 過することによって、 公示送達は、 前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経 その効力を生ずる。

4 項の期間は、 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、 六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第二十四条 面の作成及び提出に代えて、 民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書 処理組織を使用して行つたときは、 第七条第 書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、 進等に関する法律 に規定する処分通知等であつてこの節又は内閣府令の規定により 項の規定により同法第六条第 消費者庁の職員が、 (平成十四年法律第百五十一 当該事項を当該電子情報処理組織を 情報通信技術を活用した行政の推 第二十二条において準用する 項に規定する電子情報 号) 第三 一条第九号 同法

前

第二十 一条

第四 節

(略

景品類の提供及び表示の管理上の措置

第二十二条・第二十三条

(略)

(勧告及び公表)

第 理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 と認めるときは、 一十四条 条第 一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていない 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十 当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管

2 略

第五節 報告の徴収及び立入検査等

第二十五条 させ、 関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告を と認めるときは、 若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、 当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要がある 当該事業者若しくはその者とその事業に関して 又はその職

第二十五条 略

使用して消費者庁の使用に係る電子計算機

(入出力装置を含む。

に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置

第二十六条・第二十七条 (略)

(勧告及び公表)

第一 理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。 と認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管 六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていない 一十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十

2 (略)

第五節 報告の徴収及び立入検査等

第二十九条 告をさせ、 して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報 あると認めるときは、 徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要が 若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、 内閣総理大臣は、 当該事業者若しくはその者とその事業に関 第七条第 項の規定による命令、 又はそ 課

	(是正措置計画に係る認定の申請等)
	三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨二 違反する疑いのある法令の条項 ― 当該疑いの理由となった行為の概要
	り 第 ト
	できる。ただし、措置命令に係る行政手続法第三十条の規定によしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することが
	上で必要があると認めるときは、当該疑いの理由となつた行為を消費者による自主的かっ合理的な商品及て名務の選択を確保する
	りますにも、ますった。単句な方もながない。 ある場合において、その疑いの理由となつた行為について、一般
	止又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実が
(新設)	第二十六条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁
	(継続中の違反被疑行為に係る通知)
(新設)	第六節 是正措置計画の認定等
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
せることができる。	
り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問さ	ことができる。
ある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入	帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる
の職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係の	事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、

(新設)

第二十七条 号において の認定を申請することができる。 該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、そ び同号において「是正措置計画」という。)を作成し、これを当 の実施しようとする措置(以下この条及び第二十九条第一項第一 つた行為及びその影響を是正するために必要な措置を自ら策定し 実施しようとするときは、 前条の規定による通知を受けた者は、 「是正措置」 という。 内閣府令で定めるところにより、 に関する計画 疑いの理由とな (以下この条及 そ

一 是正措置の内容

2

是正措置計画には、

次に掲げる事項を記載しなければならない

0

二 是正措置の実施期限

三 その他内閣府令で定める事項

3

| 一 | 是正措置が疑いの理由となつた行為及びその影響を是正する認めるときは、その認定をするものとする。 | において、その是正措置計画が次の各号のいずれにも適合すると | 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合

二 是正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。 ために十分なものであること。

5 第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することに4 前項の認定は、文書によつて行わなければならない。

 6
 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合よつて、その効力を生ずる。

 5
 ラニュの言葉に、その名を力に言葉言の服える説意できません。

7 9 第二十九条 第二十八条 8 臣が前条第三項の認定 用する。 理大臣の認定を受けなければならない。 において、 は による当該認定の取消しがあつた場合は、 なつた行為については、 おいて同じ。 更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、 不認定書」 用する。この場合において、 いと認めるときは、 (是正 (是正措置計画に係る認定の効果) 措置が実施されていないと認めるとき。 第三項から第七項までの規定は、 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る是正措置計画を変 第四項及び第五項の規定は、 第二十七条第三項の認定を受けた是正措置計画に従つて是正 第二十七条第三項の認定を取り消さなければならない。 |措置計画に係る認定の取消し等) と読み替えるものとする。 その是正措置計画が第三項各号のいずれかに適合しな 第七条第一項及び第八条第一項の規定は、 内閣総理大臣は、)をした場合における当該認定に係る疑いの理由と これを却下しなければならない。 (同条第八項の変更の認定を含む。 適用しない。 第五項中 次の各号のいず 前項の規定による処分について準 前項の変更の認定について準 ただし、 「認定書」とあるのは、 この限りでない。 れかに該当するとき 次条第一項の規定 内閣総理大 次条に 内閣総 (新設) (新設)

基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。 二 第二十七条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に

とする。 | とする。 | とする。 | とする。 | 条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるもの | 第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同 | では、前項の規定による同条

3 第一項の規定による第二十七条第三項の認定の取消しがあつた おおらず、当該取消しの日から二年間においても、することがで の理由となつた行為に対する課徴金納付命令は、同項の規定にか かわらず、当該取消しが第十二条第七項に規定する期間の満 かわらず、当該取消しが第十二条第三項の認定の取消しがあつた きる。

(既往の違反被疑行為に係る通知)

第三十条 ない。 者に対し 知又は第十五条第一 選択を確保する上で必要があると認めるときは、 について、 になくなっている場合においても、 又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実が既 ただし、 内閣総理大臣は、 第 一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の 措置命令に係る行政手続法第三十条の規定による通 | 号に掲げる事項を書面により通知することができ 項の規定による通知をした後は、 第四条の規定による制限若しくは禁止 その疑いの理由となつた行為 第一号に掲げる この限りで

(新設)

次に掲げる者

- イ 当該疑いの理由となつた行為をした者
- 存続し、又は合併により設立された法人おいて、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後っている。
- 為に係る事業の全部又は一部を承継した法人おいて、当該法人から分割により当該疑いの理由となつた行い、当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合に
- こるがの事項となつた行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者当該疑いの理由となつた行為をした者から当該疑いの理由
- 一次に掲げる事項
- 当該疑いの理由となつた行為の概要
- 違反する疑いのあつた法令の条項

口

次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

(影響是正措置計画に係る認定の申請等)

実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、そのつた行為による影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、第三十一条前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由とな

において「影響是正措置」という。)に関する計画(以下この条実施しようとする措置(以下この条及び第三十三条第一項第一号

れを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出し及び同号において「影響是正措置計画」という。) を作成し、こにおいて「影響是正措置」という。) に関する計画(以下この条

(新設)

その認定を申請することができる。

2 ない。 影響是正措置計画には、 次に掲げる事項を記載しなければなら

影響是正措置の内容

影響是正措置の実施期限

三 その他内閣府令で定める事項

3

ると認めるときは、 において 内閣総理大臣は、 その影響是正措置計画が次の各号のいずれにも適合す その認定をするものとする。 第一項の規定による認定の申請があつた場合

るために十分なものであること。 影響是正措置が疑いの理由となつた行為による影響を是正す

影響是正措置が確実に実施されると見込まれるものであるこ

4 用する。 第二十七条第四項及び第五項の規定は、 前項の認定について準

5 におい しないと認めるときは、これを却下しなければならない。 内閣総理大臣は、 7 その影響是正措置計画が第三項各号のいずれかに適合 第一項の規定による認定の申請があつた場合

6 とあるのは、 について準用する。 第二十七条第四項及び第五項の規定は、 「不認定書」と読み替えるものとする。 この場合において、 同条第五項中 前項の規定による処分 認定書」

7 を変更しようとするときは、 第三項の認定を受けた者は、 内閣府令で定めるところにより、 当該認定に係る影響是正措置計 内 画

((_新 新 設)	(影響是正措置計画に係る認定の効果) (影響是正措置計画に係る認定の効果) (影響是正措置計画に係る認定の放消し等) (影響是正措置計画に係る認定の取消しない。ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、この限りでない。 (影響是正措置が実施されていないと認めるときは、第三十一条第三項の認定を受けた影響是正措置計画に従る認定の取消しない。大系第一項の規定を受けた影響是正措置が実施されていないと認めるとき。 (影響是正措置が実施されていないと認めるとき。 (影響是正措置が実施されていないと認めるとき。 「第三十一条第三項の認定を受けた影響是正措置計画に従って影響是正措置が実施されていないと認めるとき。 「第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による第三十一条第二項の認定を受けたことが判明したとき。 「第二十七条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。
	用する。

- 18 -

きる。
とおび、
りかわらず、当該取消しの日から二年間においても、することがで
の理由となつた行為に対する課徴金納付命令は、同項の規定にか
の理由となった行為に対する課徴金納付命令は、当該認定に係る疑い
まる。
きる。
き

第三章 適格消費者団体の差止請求等

(差止請求権等)

第三十四条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第 第三十四条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第 気。

一・二 (略)

2 • 3

略

(資料開示要請等)

項第一号に規定する表示に該当すると疑うに足りる相当な理由が第三十五条 適格消費者団体は、事業者が現にする表示が前条第一

第三章 適格消費者団体の差止請求権等

(新設)

第三十条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四第三十条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四第三十条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四第三十条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四

一・二 (略)

2 · 3 (略)

(新設)

的な根拠を示す資料を開示するよう要請することができる。、その理由を示して、当該事業者のする表示の裏付けとなる合理あるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事業者に対し

第四章 協定又は規約

第三十六条・第三十七条

(略)

第五章 雑則

(権限の委任等)

第三十八条 (略)

2

(略)

第四章 協定又は規約

第三十一条・第三十二条(略)

第五章 雑則

(権限の委任等)

2 (略)

第三十三条

(略)

3 により委任された権限 あると認めるときは、 は第二十八条第一項の規定による勧告を効果的に行う上で必要が 業者に対し、 処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、 消費者庁長官は、 第七条第 緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対 政令で定めるところにより、 (第二十九条第一項の規定による権限に限 項の規定による命令、 課徴金納付命令又 第一 項の規定 事

	。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。
	た後のものに限る。)又は審判(同項において「捜査等」という
	ければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定され
	執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の同意がな
	2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国
	の提供を行うことができる。
	ものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報
	いう。)に対し、その職務(この法律に規定する職務に相当する
	行する外国の当局(次項及び第三項において「外国執行当局」と
(新設)	第四十一条内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令を執
	(外国執行当局への情報提供)
第三十五条 (略)	第四十条 (略)
)を定めようとする場合について準用する。)を定めようとする場合について準用する。
(第三十一条第一項の協定又は規約について定めるものに限る。	(第三十六条第一項の協定又は規約について定めるものに限る。
2 第三十二条の規定は、内閣総理大臣が前項に規定する内閣府令	2 第三十七条の規定は、内閣総理大臣が前項に規定する内閣府令
第三十四条 (略)	第三十九条 (略)
(内閣府令への委任等)	(内閣府令への委任等)
4~11 (略)	4~11 (略)
することができる。	
る。)を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任	事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

ことができる。 内閣総理大臣は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国(第三号において「要請国」と 供した情報を当該要請に係る外国(第三号において「要請国」と

3

を行う目的で行われたものと認められるとき。 政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が

□ 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に □ 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に

き。 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないと

4 内閣総理大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじ

(送達書類)

内閣府令で定める。 第四十二条 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、

(送達に関する民事訴訟法の準用)

(新設)

第四十三条 準用する。 のとする。 百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるも において同じ。 百九号) とあり、 内閣府令」 第百七条第一 「消費者庁の職員」と、 第九十九条、 及び同法第百七条第一項中 この場合において、 書類の送達については、 بح 項)及び第三項、 同法第百八条中 (第一号に係る部分に限る。 第百一 同項中 条、 同法第九十九条第 第百八条並びに第百九条の規定を 第百三条、 「最高裁判所規則」とあるのは 「裁判長」 民事訴訟法(平成八年法律第 「裁判所書記官」とあるの とあり、 第百五条、 次条第一項第二号 項中 及び同法第 第百六条 「執行官

(新設)

(公示送達)

をす (新設)

の規定により送達をすることができない場合 一 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百七条第一項

知れない場合

により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその

送達を証する書面の送付がない場合

過することによつて、その効力を生ずる。 公示送達は、前項の規定による措置をとつた日から二週間を経

項の期間は、六週間とする。 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前

(電子情報処理組織の使用)

第四十五条 り書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、 進等に関する法律 て消費者庁の使用に係る電子計算機 成及び提出に代えて、 訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作 て行つたときは、 定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用し 通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規 に規定する処分通知等であつてこの法律又は内閣府令の規定によ 消費者庁の職員が、 第四十三条において読み替えて準用する民事訴 (平成十四年法律第百五十一号) 当該事項を当該電子情報処理組織を使用し 情報通信技術を活用した行政の推 (入出力装置を含む。 第三条第九号 情報

(新設)

者と同 事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると 般消費者を誤認させるような表示をしたとき 務の価格その他の取引条件について、 種若しく は類似の商品若しくは役務を供給して 実際のもの又は当該事業

第四十九条 各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、 0 その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する 他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ 行為者を罰するほ 次の か

第四十六条第 項 三億円以下の罰金刑

前 条 各本条の罰金刑

2 ても、 業者がその団体の業務又は財産に関して、 の違反行為をしたときは、 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、 当該各号に定める罰金刑を科する。 行為者を罰するほか、 前項各号に掲げる規定 使用人その他の従 その団体に対し

(削る)

(削る)

3

略

第五十条 違反の計画を知り、 第四十六条第 その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違 項の違反があつた場合においては、

その

反行為を知り、

その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人(

第三十八条 各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、 の他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、 その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ 行為者を罰するほ 次の

第三十六条第一 項 三億円以下の罰金刑

前条 同条の罰金刑

2 ても、 の違反行為をしたときは、 業者がその団体の業務又は財産に関して、 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、 当該各号に定める罰金刑を科する。 行為者を罰するほか、 次の各号に掲げる規定 使用人その その団体に対し 他の従

六条第 項 三億円以下の罰金刑

前条 同条の罰金刑

3 略

第三十九条 の違反の計画を知り、 違反行為を知り、 第三十六条第 その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人 その防止に必要な措置を講ぜず、 一項の違反があつた場合においては、 又はその そ

ても、同項の罰金刑を科する。当該法人で事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に対し

第五十一条 第四十六条第一項の違反があつた場合においては、そ第五十一条 第四十六条第一項の違反があった場合においては、そのは反の計画を知り、その是正に必要な措置を講じなかった当該事業他の者が構成事業者である場合には、当該事業を含む。)に対他の者が構成事業者である場合には、当該事業を含む。)に対しても、それぞれ同項の罰金刑を科する。

2 (略

体は、三十万円以下の過料に処する。める目的以外の目的のために利用し、又は提供した適格消費者団第五十二条(第三十四条第三項の規定に違反して、情報を同項に定

しても、同項の罰金刑を科する。(当該法人で事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に対

第四十条 第三十六条第一項の違反があつた場合においては、その第四十条 第三十六条第一項の違反があつた場合においては、そのよい十条 第三十六条第一項の違反があつた場合においては、その第四十条 第三十六条第一項の違反があつた場合においては、その

(略)

2

は、三十万円以下の過料に処する。る目的以外の目的のために利用し、又は提供した適格消費者団体第四十一条 第三十条第三項の規定に違反して、情報を同項に定め

	1
(傍線報	
部分は	
(傍線部分は改正部分	
分	

定する事業者の行為 二 不当景品類及び不当表示防止法第三十四条第一項 同項に規一 (略)	きる。	2 (略) 2 (略) 2 (略)	改 正 案
する事業者の行為 二 不当景品類及び不当表示防止法第三十条第一項 同項に規定一 (略)	きる。	2 (略) (差止請求の制限) (差止請求の制限) (差止請求の制限) (第三十条第一項、特定商取引に関する法律年法律第百三十四号) 第三十条第一項、特定商取引に関する法律十一条の規定による請求(以下「差止請求」という。) は、次に掲げる場合には、することができない。 一・二 (略)	現

(略)

- 29 -

(傍線部分は改正部分)	

第二十四条中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。	第四十五条中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。
	「内閣府令」と読み替えるものとする。
	「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは
	あり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは
	のは「内閣総理大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」と
	項中「裁判所」とあり、及び同法第百八条中「裁判長」とある
とする。	百八条の規定を準用する。この場合において、同法第百条第一
中「執行官」とあるのは「消費者庁の職員」と読み替えるもの	限る。次条第一項第二号において同じ。)及び第三項並びに第
裁判長」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第百一条第一項	、第百五条、第百六条、第百七条第一項(第一号に係る部分に
この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「	第百九号)第百条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条
び第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。	第四十三条 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律
百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及	(送達に関する民事訴訟法の準用)
第二十二条中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第	第四十三条を次のように改める。
百三十四号)の一部を次のように改正する。	百三十四号)の一部を次のように改正する。
第五十七条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第	第五十七条 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第
(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)	(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)
附則	附則
現	改正案

目

次

〇不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年法律第百三十四号)

 \bigcirc 不 当 景 品 類 及 び 不 当 表 示 防 止 法 昭 和 \equiv + 七 年 法 律 第 百 \equiv + 兀

目

第第次

則六五四三第第第第二一 章章章章五四三二一章章 則則定格報景課措景品則 △ △ 又 消 告 品 徴 置 品 類 △ 第第は費の類金命類及第 三規者徴の、令のび一 十十約団収提第二制表条 六三、体及供八第限示 条条第のび及条七及に第 | 三差立び| 条び関三 禁す条 止る 並規 び制

に 不 当 な 表 示 \mathcal{O} 禁 止 第 几 条 第 六

節節節節節 第 + 六 条

第

八

第第十止入表第 四三一請検示二 十十条求査の十 一五· 権等管五 条条第等 二理条 三(第上 十第二の 三十措 条十九置 条 条)

罰 雑 協 適

附第第第第

第 章 総 則

的

第 よ般条目 り消 費 一者の 般に法 消よ律 費るは 者自 商 の主 利的品 益か及 び をつ 役 保合 護理 すり、取 ることを日な選択を日 引 · 択、関: 連 目 阻 的害 る とす する 不 当 うる。 る。そ れ 品 \mathcal{O} 類 あ 及 る び 行 表 為 示 \mathcal{O} 制 ょ 限 る 及 顧 び 禁 \mathcal{O} 止 誘 に 引 0 を 防 7 止 定 す めるこ Ś

義

て利二へ こは益条定 の法こたこ 結律れめの 合でをに法 体「当す律 又事該るで は業事行「 そ者業為事 の団者を業 連体と行者 ーみうし 体とな役と をはす員は 従 商 業業 員 , T 代業 理 人金 そ融 の業 他そ \mathcal{O} 者他 はの `事 次業 項を 及 行 びう 第者 三を 十い → 条 の当 規該 定事 の業 適を 用行 にう つ者 NO

者の、の い事 業 次者 にと 掲し げて るの 形共 態通 \mathcal{O} も利 の益 をを 含增 む進 す ただし、 を 二主 以た 上る の目 事的 業と 者す のる 結 二 合以 体上 又の

二一か同は つじそ 上上にの 合 ののそ出体 事事の資で 業業事をあ 者者業有つ ががをし 事員ん営資 又へで利本 は社いを又 管員る目は 理にも的構 人準のと 成 のずをし事 任る含て業 免もま商者 のな業 業をい、 務含も工業 のむの業者 寸 行です金体 る融の 業構 そ成 の員 他で のあ 事る 業事 を業 営者 むを 11 とう を 0 主第 た四 る十 目 条 的に とお しい 、て

執ごと あ 社 寸 法 人 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 社 寸

 \mathcal{O} 理社営 又 は そ の般 存 <u>\f\</u> を 支 配 L 7 1 る 般 財 寸 法 人 そ \mathcal{O} 他

3 内関か 定又こ閣すをこ すはの総る問の二財二二 る取法理取わ法以団以以現 も引律大引ず律上 の条で臣を、での を件「が含く「事 いそ表指むじ景業 うの示定。の品者 °他□す以方類を ことる下法一組 れはも同にと合 、のじよは員 の顧をごる、と か顧す 取谷、にど客の付いる。 ではいる に話 でけらを組 随か誘合 しを引又 て問すは 相わる契 手ずた約 方へめに に事のよ 提業手る 供者段二 すがと以 る自し上 物己ての 品の、事 、供そ業 金給の者 銭す方の そる法結 の商が合 他品直体 の又接 経は的 済役で 上務あ ののる 利取か 益引間 で〜接 あ不的 つ動で て産あ 、にる

指容 5 取客い 関引 すす るる 事た 項め にの つ手 い段 てと 行し うて 広 告事 そ業 の者 他が の自 表己 赤の で供 あ給 つす てる 商 内品 閣 又 総は 理役 大 務 臣の が内

品 `定

第 よ三へ 前もう条景 項にと す内類 規消る閣及 定費と総び す者き理表 る委は大示 指員、臣の 定会内は指 並の閣 び意府前に に見令条関 そをで第す の聴定三る 変かめ項公 更なる若聴 及けとし会 びれこく等 廃ばろは及 止なに第び はらよ四告 `なり項示 告い、の 。公規 聴定 会に をよ 開る き指 定 関を 係し 事 ` 業又 者は 及そ びの 一変 般更 の若 意し 見く をは 求廃 め止 るを とし

に 示 に ょ 0 て 行 う ŧ \mathcal{O} す

2

第 第二 一章 節 景 景品 品類 類及 のび 制表 限示 及に び関 禁す 止る 並規 び制

に 不 当 な 表 示 \mathcal{O} 禁 止

品

第

類た四 のめ条景 提必 供要内類 にが閣の 関あ総制 する理限 ると大及 事認臣び 項めは禁 をる、止 制と不 限き当 しはな `顧 又景客 は品の 景類誘 品の引 類価を の額防 提の止 供最し を高 禁額一 止若般 すし消 るく費 こは者 と総に が額よ `る で き種自 る類主 若的 しか くつ は合 提理 供的 のな 方 選 法択 そを の確 他保 景す 品る

はの 、禁 自止 己

第 一は五へ な条不 。者示 \mathcal{O} 供 給 す る 商 品 又 は 役 務 \mathcal{O} 取 引 に 0 11 て 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 1 ず n か に 該 当 す る 表 示 を L 7

当商対 客し実 をく際 をよ にる優 よ他良

がが おに若 自事あ ああ前そ誤し商主業る商ら るる二れ認く品的者と品な事な と表号がさは又かに示又い業表 認示にあれ役はつ係しは めで掲るる務役合る、役 てあげと表を務理も又務 内つる認示供の的のはの 閣てもめで給価なよ事品 、のらあし格選り実質 理不のれつてそ択もに 大当ほるていのを著相規 る他阻し違格 、の不他の害くしそ 当の取す優ての に事引る良当他 顧業条おで該の 客者件そあ事内 をににれる業容 誘係つがと者に 引るいあ示とつ しもてるす同い 、の、と表種て 一よ実認示若 般り際めでしー 消ものらあく般 費取もれつは消 者引のるて類費 `似者 よ相はの不のに に品し 顧若 誘はの 引役も し務の 一供り 般給も 消し著 費てし 者いく るので

にの又も る手当 自方該 主に事 的著業 かし者 つくと 合有同 理利種 的で若 なあし 選るく 択とは を一類 阻般似 害消の す費商 る者品

臣にかも が顧 指客商 定を品 す誘又 る引は もし役 Ø ` 務 $\rightarrow \mathcal{O}$ 般取 消引 費に 者関 にす よる る事 自項 主に 的つ かい つて 合一 理 般 的消 な費 選者 択に を誤 阻認 害さ すれ るる おお そそ

第 係又六〇 前事は条景 項業こ 品 に者れ内類 規及ら閣の 定びの総制 す一変理限 る般更大及 制の若臣び 限意しは禁 及見く、止 びをは第並 禁求廃四び 止め止条に 並るをの不 びとし規当 にとよ定な 指もうに表 定にとよ示 `するの 並 び消る制禁 に費と限止 こ者き若に れ委はし係 ら員 、くる の会内は指 変の閣禁定 更意府止に 及見令若関 びをでしす 廃聴定くる 止かめは公 はなる前聴 、けと条会 告れこ第等 示ばろ三及 になに号び よらよの告 つなり規示 い、定 。公に 聴よ 会る を指 開定 きを 関

7

行

う

ŧ

 \mathcal{O}

لح

す

第 節 措 置 命 令

二一既項は七 に又、条 当当なは当 該該くこ該内 違違なれ事閣 反反つら業総 行行ての者理 為為い実に大 ををる施対臣 しし場にしは たた合関 事事に連そ第 業業おすの四 者者いる行条 て公為の も示の規 、そ差定 次の止に に他めよ 掲必若る げ要し制 るなく限 者事は若 に項そし 対をのく し命行は ず為禁 するが止 るこ再又 ことびは とが行第 がでわ五 できれ条 きるるの る。 こ規 そと定 のをに 命防違 令止反 はすす `るる 当た行 該め為 違にが 反必あ 行要る 為なと が事き

が 法 人 で あ る 場 合 に お 11 7 当 該 法 人 が 合 併 に ょ り 消 滅 L た と き 12 お け る

合

れれ

人さ でれ あた る法 場人

合 に お 11 て 当 該 法 人 カ 5 分 割 に ょ V) 当 該 違 反 行 為 に 係 る 事

出な断 兀 しるす内 な合る閣当の当後 い理た総該全該存 と的め理違部違続 きな必大反又反し は根要臣行は行 `拠がは為一為又 同をあ、を部をは 項示る前しをし合 のすと項た承た併 規資認の事継事に 定料め規業し業よ ののる定者た者り 適提とにか法が設 用出きよら人法立 にをはる当 つ求、命該 いめ当令違 てる該に反 はこ表関行 、と示し為 当がを、に 該でし事係 表きた業る 示る事者事 は。業が業 同こ者しの 号のにた全 に場対表部 該合し示又 当に、がは すお期第一 るい間五部 表てを条を 示、定第讓 と当め一り み該て号受 な事、にけ す業当該当業 が表す業 当示る者 該のか 資 裏 否 料付か をけを 提と判

第 三 節 徴 金

第 一そに当額徴金八へ `た前ると 著相 の該該に金対条課 措一日項も又商し違商額当事百対象 徴 置般かにのは品くし品がす業分象行事金 を消ら規よ事又優て又百る者の期為業納 と費六定り実は良当は五こが三間」者付 つ者月すもに役で該役十と当をにとが命 たにをる取相務あ事務万を該乗取い、令 とよ経「引達のる業の円知課じ引う第 きる過課のし価こ者品未ら徴てをご五 は自す徴相て格とと質満ず金得し `主る金手当そを同`で`対たたをの そ的日対方該の示種規あか象額当し規 のか、象に事他す若格るつ行に該た 定 日つ同期著業の表しそと、為相課とに) 合日間し者取示くのき知を当徴^き違 は他はらしす金は反 類の、なたる対し す 似内そい期額象内る の容のこ間の行閣行 商に納とを課為総為 品つ付に通徴に理へ 若いをつじ金係大同 して命きてをる臣条 く、ず相当国商は第 は実る当該庫品、 役際この課に又当号 務のと注徴納は該に をもが意金付役事該 供のでを対す務業当 給よき怠象るの者す しりなつ行こ政にる てもいた為と令対表 。者にをでし示 で係命定、に なるじめ当係 い表なる該る と示け方課も 認がれ法徴の め次ばに金を らのなよ対除 れ各らり象く る号な算行。 とのい定為以 き、アスはかずれかれがすれかがある。 はか、上課徴

しょ くり はも 役取 い著 務引 るし をの 供相 他く 給 手 の優 事 良 し方 てに 業で 者あ い著 るし にる 係こ 他く ると の有 事利 も又 業で のは 者あ よ事 り実 にる 係こ もに

めしめ ま理前しくと引 で的にと有同条 のな、は利種件 間選当、で若に に択該課あしつ 当を事徴るくい 該阻業金こはて 事害者対と類 業すが象を似実 者る当行示の際 がお該為す商の 当そ課を表品も 該れ徴し示若の 課を金た 徴解対期 金消象間 対す行へ 象る為課 行たに徴 為め係金 にのる対 係措表象 る置示行 商とが為 品し不を 又て当や は内にめ 役閣顧た 務府客後 の令をそ 取で誘の 引定引や

該を \mathcal{O} う。期 間 を 加 え た 期 間 と

3 該合し示 当に、が内期し すお期第閣間た るい間五総がと 表てを条理三き 、定第大年は 示 と当め一臣を 推該て号は超当 定事、に、え該 す業当該第る課 る者該当一と徴 。が表す項き金 当示るのは対 該のか規、象 資惠否定当行 料付かに該為 をけをよ期を 提と判る間や 出な断命のめ しるす令末て な合る。日か い理た以から と的め下ら最 きな必「遡後 は根要課つに 、拠が徴て当 同をあ金三該 項示る納年取 のすと付間引 規資認命とを 定料め合すし ののととった日 用出きいを にをはうい つ求 いめ当ご てる該に はこ表関 、と示し 当がを 該でし事 表きた業 示る事者 。業が は 同こ者し 号のにた に場対表

徴 **`**の

第 れつ十令九へ たいをで条課 もて乗定 ののじめ前金 で調てる条対 あ査得と第象 るがたこ一行 とあ額ろ項為 きつをにのに はた当よ場該 こ該り合当 こと課内にす のに徴閣おる 限よ金総い事 りりの理て実 で当額大 な該か臣内報 い課らに閣告 。徴減報総に 金額告理よ 対すし大る 象るた臣課 行もとは徴 為のき、金 にとは当の つす、該額 いる同事の て。項業減 課たの者額 徴だ規が) 金し定課 納、に徴 付そよ金 命のり対 令報計象 が告算行 あがし為 る、たに べ当課該 き該徴当 こ課金す と徴のる を金額事 予対に実 知象百を し行分内 て為の閣 さに五府

第 し計下とた出該十一 実て画こい購が商条返 実実施、」のう入あ品 金施施予そと条 の額つ又第措 予予定のいにをにたは十置 定定返認うおおで百場役五の実施の金宝を変える。)なる 返金措置計画に を作成し を作成し を作成し を作成し を作成し を作成し 者施掲る第置、以一消通の 第う令銭者あけた っ。) ってをのった め付引政は は、第八条第二、第八条第二、第八条で定めるところに係る商品のでである。 弁画にへ品る第 明金よ以又と二 書以り下はこ項 の下、こ役ろに 提こその務に規 出のの条のよ定 期条実及政りす 限に施び令特る まおし次で定課 でいよ条定さ徴 にてうにめれ金 内っとおるて対 閣実すい方い象 総施るて法る期 理予返っにも間 大定金返よのに 臣返措金りかお に金置措算らい 提措へ置定のて 出置以しし申当

が期げ 当間る 項 を 記 載 L な け れ ば な 5 な 11

実項実実施 該 実 施 予 定 返 金 措 置 \mathcal{O} 内 容 を 把 握 す る た \otimes \mathcal{O} 周 知 \mathcal{O} 方 法 に 関 す る

予 定 返 金 措 置 \mathcal{O} 実 施 に 必 要 な 資 金 \mathcal{O} 額 及 び そ \mathcal{O} 調 達 方 法

- 3 事名 、れが計請 そに の実 他施 のし 当た 該返 申金 請措 前置 にの 実 対 施象 しと たな 返つ 金た 措者 置の に氏 関名 す又 るは
- のにき れ内に対は第項称実 実適理て交滞のての定 `付な認内者返 予す臣内しく定閣に金 定るは閣た、の府対措 返と、総金内申令し置 金認第理銭閣請でて計 措め一大の府を定交画 置る項臣額令しめ付に 計場のに及でたるしは 画合認報び定者もた にで定告そめはの金第 係なのしのる、を銭一 るけ申な計と当記の項 実れ請け算こ該載額の 施ばがれ方ろ申す及認 予、あば法に請るび定 定そつなそよ後こその 返のたらのりことの申 金認場な他 措定合いの当にで算前 。当該対き方に 該返する法既 返金る 金措処 措置分 置のを に対受 関象け すとる るなま 事つで 項たの と者間 しのに て氏返 内名金 閣又措 府は置 令名を で称実 、施 定 めそし るのた も者と
- 施合大 置をに がしお 円てい 滑はて つらそ 確なの 実い実 施 予 定 返 金 措 置 計 画 が 次 \mathcal{O} 各 무 \mathcal{O} 11
- 一ず る かな に 実 施 さ れ る と 見 込 ま n る Ł \mathcal{O} で あ
- 。告す施 にる予 係事定 る項返 返が金 金記措 措載置 置さ計 がれ画 実てに 施い係 さるる れ場実 た合施 者又予 をは定 含前返 すり項金 _。 の 措 規 置 の定の うに対 ちよ象 特ると 定報な の告る 者が者 にさへ つれ当 いて該 てい実 不る施 当場予 に合定 差に返 別あ金 的っ措 でて置 なは計 い 、画 も当に の該第 で記三
- 、、い画受る者返 。をけこの金 変たと被措 害置 の計 回画 復に を記 促載 進さ すれ るて たい める 相第 当二 と項 認第 & -ら号 れに る規 期定 間す とる し実 て施 内期 閣間 府が 令 で当 定該 め課 る徴 期金 間対 内象 に行 終為
- 6 け施 更者 しっ よ以 う下 خ ځ す \mathcal{O} る条 と及 きび は次 条 内に 閣お 府い 令て で「 定認 め定 る事 とこれ ろこ にと よい う 内 閣は 総 理当 大 該 臣 認 の定 認に 定係 をる 受実
- 9 8 7 変金定 内の内更措に内第な予第了にあ載項 閣対閣の置よ閣五け定一すよ当る又に当こ当に閣つし、一と、施 総象総認計る総項れ返項るる該こは規該と該も総いて遅項しそ予 理者理定画変理のば金のも一実と報定実 大に大を「更大規な措認の般施 臣対臣含との臣定ら置定で消予 はしはむい認ははな計をあ費定 。う定 第文認次。が認前 ー書定項 あ定項 項をを及こつ事の のもしび適た業認 つた第台と者定 定てと十しきにに をそき項ではよつ しの又た寒、るい た旨はだ施そ返て を前しさの金準 き通項書れ変措用 は知のにて更置す 、す規おい後がる 第る定いなの第 八もにていも一 条のよ単との項 第とりに認。の 一す認っめ次認 項る定認る条定 を定と第を き一受 取 取って一受りなほぼけ 消い、及た う。第び実 L た一角施 とを項二予 き取の項定 はり認に返 消定お金 速さへい措 やな第て置 かけ六一計 にれ項認画 `ばの定へ こな規実第 れら定施六 らなに予項 のいよ定の 処。る返規

 \mathcal{O}

規

定

に

か

カュ

わ

5

ず

次

条

第

項

12

規

定

す

る

10

に報 よ告 n 0 認期 定 限 をま 取で りの 消間 しは た 場認 合 定 に事 は業 者 こに の対 限し り で課 な徴 い金 \mathcal{O} 納 付 を 命 ず る لح が で き な た だ 第 八 項 \mathcal{O} 規 定

、なすにれ者 実る^も前 施返の条 期金を第 間措除八 の置く項 経の 過結第規 後果三定 一に項に 週つによ 間いおり 以てい同 、て条 内 に当同第 、該じ一 内認。項 閣定 0 府実は、認 令 施 定 で予同 定定条同 め返第条 一第 る金 ろ計認の に画定規 よに後定 り記にに 載実よ 内さ施る 閣れさ変 総てれ更 理いたの 大る認認 臣同定定 に条実を 報第施含

課金のる該実 告二予む十 はに内徴の額報認施内し項定。 、か閣金額と告定さ閣な第返 速か総のかしが実れ総け一金 やわ理額らてさ施た理れ号措取認 から大か減内れ予返大ばに置い にず臣ら額閣て定金臣な規計消事 、は減す府い返措はら定画さ業 、額る令る金置 該定前しもで場措が第いる係た 認事項たの定合置認八 定業の額とめに計定条 事者規がするあ画実第 業に定零るとつに施一 。こて同予項 にしよ下ころは条定の うり回のに 、第 返 場 し課計る場よ当三金合 、徴算と合り該項措に 文金しきに計記に置お 書のたはお算載規計い 、いし又定画て も付徴当てたはすに つを金該、額報る適前 て命の額当を告事合項 そじ額は該第に項しの のなが、内八係がて規 旨い一零閣条る記実定 をも万と府第返載施に 通の円す令一金ささよ 知と未るで項措れれる 定又置てた報 めはをいと告 る第含る認に と九む場め基 こ条。合るづ ろの、又とき に規にはき よ定お同は前 りにい条 `条 計よて第当第 算り交四該一 し計付項返項 た算さの金の 額しれ規措認 をたた定置定 当課金にへ後 該徴銭よ当に

3 臣定 当 認 者対にを 対 を納課 すす満 るると 。な ŧ のこつ とのた す場と る合き には お い第 て八 `条 内第 閣一 総項 理の 大規

金

第 を十へ 九ら命等 条な令 。又いを 。受 け た 者 は 第 八 条 第 項、 第 九 条 又 は 前 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 計 算 L た 課 徴 金

2 そ は 前 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 計 算 L た 課 徴 金 \mathcal{O} 額 に 万 円 未 満 \mathcal{O} 端 数 が あ る لح き は

3 て人 て課、が課の第納二課 報徴第し徴端八付条徴 告金八た金数条し 徴対条課対は第な課の 収象か徴象、一け徴納 等行ら金行切項れ金付 (為前対為り、ば納義 第を条象を捨っな付務 しま行して 十たで為たる 九事並は事 条業び、業 第者に合者 一が前併が 項法二後法 の人項存人 規で及続で 定あびしあ にる次、る よ場項又場 る合のは合 報に規合に 告お定併お のいをにい 徴て適よて 収、用り 、当す設当 帳該る立該 簿法 さ法 書人 れ人 類が たが そ当 法合 の該 人併 他課 がに の徴 しょ たり 物金 件対 課消 の象 徴 滅 提行 金し 出為 対た 象と のに 行き 命係 令る 為は 事 لح 立案 み当 入に な該 し法 検つ

社社すい権の特と下に用業譲合のしで親おき査 の課必第がをるて(前特定、こ対す承り併一、あ会いは又 納徴要三そいもの株項定事第のしる継受以若又る社て 付金な項のうの議主に事業一項「『子け外しは他へ「当質 を対事及総。と決総規業承項にとこ会、のく当の会調該問 命象項び株こみ権会定承継中おあの社又事は該会社査法を ず行は第主のなをにす継子「いる場等は由二法社を開人い 、四の場さ除おる子会受ての合り分に以人を子始がう こを政項議合れきい「会社け同はにと割よ上」い会日当 とや令の決にる、て子社等たじ「おいにりの会う社」該以 。とと課下 有及の十と会、こ第の子定課のは、がから に社後為い 八 る そ 決年でが 項項の一項会事 徴全 、 て 当 おい に おい で に おい で が 項項 項 社 業 金 部 当 分 課 で つ い じ 条 他 の 権 法 き そ 」 に と 定 (継 象 1 注 に 物 ー で ま の ー を 律 る の と お と 定 (継 象 1 注 に 物 ー 項社しむ八項株るてるよ十会為はがり対象はなるようなと、 同のる二社と一し当象 じは命条等み部た該行に ○「令第がなを課課為対項し第に 受 を 四一 し 承 海 海 に 1 く一行 受を四二し承徴徴にした おは項わ はけ受項以て継金金係て たけに上、し対対る当い二のれ 第特た規あ第た象象事該で以規た | 上定日 八定他定る八子行行案課 条事のすと条会為為に徴じのに(。子よ当 第業特るきか社はにつ金 一承定特はら等、係い対し会る該 、前へ当るて象又社通報 項継事定 の子業事第条以該事の行は等知告 規会承業八ま下事業調為当へを徴 定社継承条でこ業の査に該事受収 に等子継第及のの全開係事業け等 よへ会子一び項全部始る業者たが る第社会項前に部を日事者の日行 命四等社中三お若承以業と子。わ 令項と等「項いし継後の親会以れ をに連を当のてくさに全会社下な 受規帯い該規「はせお部社若こか け定しう事定特一かいをがしのつたます。業な中が一つ たすて。業を定部って譲同く項た 他る」以者適事を、そ渡一はにと

なかるお半、つっすと帯。第 及はく。十の主 び、は以六全(第当二下号部総 三該以こしに社 項会上の第つ員 並社の項八きを びの子に百議会 に子会お七決む 第会社以十権 九社又て九を以 条とは同条行下 かみ会じ第使こ らな社。三すの 1 項ののでは、 項に 若過規と お し半定がい く数にでて はをよき同 二有りなじ 以す議い。 上る決株) の他権式の 子のをに議 会会有つ決

7 年 を 経 過 た と き は 内 閣 総 理 大 臣 は 当 該 課 徴 金 対 象 行 為 に 係 る 課 徴

ま

で

 \mathcal{O}

規

定

 \mathcal{O}

適

用

に

関

6

条徴 内 納 閣付 総命 理令 大に 臣対 はす 課弁 徴明 金の 納機 付会 命の 令 付 を与 ようとす る と き は 当 該 課 徴 金 納 付

命

令

 \mathcal{O}

名

宛

人

لح

な

る

べ

き

-8-

者 12 対 弁 明 \mathcal{O} 機 会 を 与 え な け n ば な ら な 1

 \mathcal{O} `付

第 お十二 弁い四弁 明て条明 す弁弁機 る明明会 と書はの はと内与 `い閣の 証う総方 拠。理式 大 を 是是 が 出"口 して 頭 で す す るも ること 0) لح を する 認 \otimes た と を 除 き、 弁 明 を 記 載 L た 面 次 条 第 項 に

2 をっ きし 書 類 又 は 証 拠 物 を 提出すること が で き

 \mathcal{O}

第 三二一しで十二 なに五弁 、臣所提計じら間総の 出算よなを理付 先のういお大与 °い臣の ては通 、知 課弁の 徴明方 金書式 納のご 付 提 命出 令 期 の限 名(宛口 人頭 とに なよ るる ベ弁 き明 者の に機 対会 しの `付 次 与 にを 掲 行 げう る場 事合 項に をは 書 面そ にの よ日 り時 通) 知ま

及基と

び礎す 提及る 出び課 期当微 限該金 (課の 口徵額 頭金 にに よ係 るる 弁課 明徴 の金 機対 会象 の行 付為 与 を 行 う 場 合 に は そ \mathcal{O} 旨 並 び に 出 頭 す ベ き

過のびに し掲内よ内日 た示閣る閣時弁課納け相条明 と場総通総及明徴付れ当 きに理知理び書金をばな内機 に掲大を大場のの命な期閣会 示臣 当すがそは 該る同の、 通こ項者課 知と各の徴 がに号氏金 そよに名納 のつ掲へ付 者てげ法命 に行る人令 到う事にの 達こ項あ名 しとをっ宛 たが記て人 もで載はと のきし 、な とるたそる 。書のべ 4 なこ面名き すのを称者 。場い及の 合つび所 にで代在 おも表が いそ者判 てのの明 は者氏し 、に名な 掲交シい 、場 示 付 をす同合 始る項に め旨第お たを三い 日消号で か費には ら者掲 二庁げ前 週のる項 間事事の を務項規 経所及定

人

第 み十つ な代代代な六代 け理理理さ条理 れ人人人れ ばがのはる前 ` 者 条 らの格各を第 な資は自含一 む項 を書当。の 失 面 事 次 規 つで者項定 た証の及に と明たびよ きしめ第る はなに四通 。 、け、 項知 当れ弁にを 該ば明お受 代なにいけ 理ら関てた 人なす」者 いる当へ 。一事同 切者条 の一第 行と二 為い項 をう後 す 。段 \mathcal{O} る こは規 と 定 が代に で理よ き人り るを当 選該 任通 す知 るが こ到 と達 がし でた きも るの لح

4 3 2 なそ資 い格 を 選 任 L た 当 事 者 は 書 面 で そ 0) 旨

を

内

閣

総

理

大

臣

に

届

け

金

第 計十二 第課算七課 一徴の条徴 の納礎課納 課付及徵付 徴命び金命 金令当納令 のは該付の 、課 命 方 期そ徴令式 限の金は等 宛係文 課人る書 徴に課に 金課徴よ 納徴金つ 付金対て 命納象行 令付行い の令並課 謄書び徴 本のに金 を謄納納 発 本 期 付 すを限命 る送を令 日達記書 かす載に らるしは 月とけ納 をにれ付 経よばす 過っなべ してらき 、な課 徴 金 \mathcal{O} 額 課 徴 金 \mathcal{O}

- 3 2 項金基 は名に 書 命 為 こな 日そい \mathcal{O} 効 る力 を 生 ず る。
- 納 七 た لح す

 \mathcal{O}

第 し十二 、促大 前し臣 項なは 規れ課 定ば徴 にな金 よらを るなそ 督いの 納 期 限 ま で に 納 付 L な 11 者 が あ る لح き は 督 促 状 に ょ り 期 限 を 指 定

2 たセ 前だン内て八納 項しト閣そ条付 の総の 規延割理納內督 定滞合大付閣促 に金で臣を総 、は督理 計が期 算千限 円ののけ た未翌 日 滞でか 金あっそ 5 \mathcal{O} にき納 促 百は付 を , , , L た と で き \mathcal{O} は そ いに \mathcal{O} ょ 督 り 促 計 に 算 係 L る た 課 延 遭滯 金 金 \mathcal{O} を 額 徴 に 収 0 す き ることが 年 + 几 でき 五.]

3 \mathcal{O} よの り額 L 延満 のる 額と 円 未こり 満のま の限 端 り 数で当 がな あ る と き は そ \mathcal{O} 端 数 は 切 ŋ 捨 て

金

第 のい十つ し内定課効と九課 て閣に徴力き条徴 `前納 な大て付す内条付 事臣す命る閣第命 総一令 理項の 大の執 臣規行 の定 命に 令よ でり `督 課促 徴を 金受 納け 付た 命者 令が をそ 執の 行 指 す定 るす 。る こ期 の限 命ま 令で はに そ 執の 行納 力付 のす あべ るき 債 金 務額 名を 義納 と付 同し 一な

2 規 \mathcal{O} 執 行 は 民 事 執 行 法 昭 和 五. 十 兀 年 法 律 第 兀 そ \mathcal{O} 他 強 制 執 行 \mathcal{O} 手 続 に 関 す る 法 令 \mathcal{O}

3 会 必総従金をは 要理つ納有 項はる令 \mathcal{O} 報課 告徵 を金 求納 め付 る命 令 لح \mathcal{O} が執 で行 きに る関 L て 必 要 が あ る と 認 8 る لح き は 公 務 所 又 は 公 私 \mathcal{O} 寸 体 に 照

金

滞五法二 金号二十課 の一平条徴 請の成 求規十破等 権定四産の はの年法請 `適法 成 過用律平権 料に第成 のつ百十 請い五六 求て十年 権は四法 、号律 み課) 第 な徴及七 す金び十 納金五 付融号 命機一 令 関 に等民 係の事 る更再 課生生 徴手法 金続へ のの平 請特成 求例十 権等一 及に年 び関法 第す律 十る第 八法二 条律百 第一二 二平十 項成五 の八号 規年ご 定法 に律会 よ第社 る九更 延十生

十送 一達 条書 類

第 送 達 す べ き 書 類 は ۲ \mathcal{O} 節 に 規 定 す る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 内 閣 府 令 で 定 8 る

達 関 達 訴

第 判中第二(所一百十送 一執五二 と行条条に あ官 る 第書す のと 百類る はあ六の民 る条送事 内の、 閣は第に訟 「百つ法 総 理消人いの 費 大 条て準 者及は用 臣 亡庁で との第民 職百事 み負九訴 ごを、 替 え るも 規 定 同 法 を成 0 第百 進 八 とする 年 用 川古法 八条 律 年 る。 第 百 裁 の九 判 場分号) 長 <u>ک</u> ک 合 第 に 九 あお + り、てれた 及 び同第 同法百 法第 第九条 百十 九九第 条条百 中第 裁項

達

十公

、そる 法いが 第場で 百合き

ず `外送三示 のきお達は 規ないを 定いてす公 にと準べ示 よ認用き送 りめす場達 外るる所を 国べ民がす のき事知る 管場訴れこ 轄合訟なと 八 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る لح が で き

達いれいけ閣 き書るも送のは 書面民送達住 類の事達に所次 を送訴をつ、に 送付訟すい居掲 達が法るて所げ をな第こ 受い百と前の場 け場八が条他合 る合条でに送に 官 庁 に 嘱 託 を 発 L た 後 六 月 を 経 過 L

2 に لح ベ き 者 に 1 0 で ŧ 交 付 す ベ き 旨 を 消 費 者 庁 \mathcal{O} 事 務 所 \mathcal{O} 掲 示 場

4 3 外公掲公て 国示示示も前 に送す送そ条又国達条送 お達る達のにはにを いはこは送おこお受内 7 す前に送をてにてる総 べ項よ達証準よすべ理 きのりすす用つべき大 送規行べるすてき者臣 達定う にに つよ いる て掲 し示 たを 公始 示め 送た 達日 にか あら つ _ て週 は間 を 前経 項過 のす 期る 間こ はと 六よ 週っ 間て と すそ るの 効 力 を 生 ず

条情 報

の関報う十二へ 使す処こ一十電 用る理と号四子 に事組とご 係項織し第 るををて三消処 電記使い条費理 子載用る第者組 計ししも九庁織 算たての号のの 機 書 行 に に 職 使 ○面つ関規員用 入のたす定が 出作とるす 力成き事る情 装及は務処報 置び、を分通 `通信 を提第 含出二同知技 むに十法等術 代二第でを え条七あ活 てに条つ用 備 `お第て L え当い一こた 該て項の行 事準の節政 項用規又の をす定は推 ア 当るに内進 該民よ閣等 ル 電事り府に 子訴同令関 記 情訟法のす 録 報法第規る 処 第 六 定 法 理百条に律 組九第よ 織条一り平 ば をの項書成 使規に類十 用定規の四 しに定送年 てよす達法 消るるに律 費送電よ第 者達子り百 庁に情行五

続

第 び成二へ 第五十行 十年五政 四法条手 条律 の第内法 規八閣の 定十総適 の八理用 適号大除 用一臣外 に第が つ三す い章る ての課 は規徴 定金 こは納 の `付 限適命 り用令 でしそ ななの いい他 $^{\circ}$ $^{\circ}$ たこ だの し節 ` Ø 第規 十定 条に 第よ 八る 項処 の分 規に 定つ にい 係て るは 同 行 法 政 第 手 十二条 続 法 及平

第 兀 節 景 品 類 \mathcal{O} 提 供 及 び 表 示 \mathcal{O} 管 理 上 \mathcal{O} 措 置

第 項総客二へ 前内員内に内を額を十事 二閣会閣必閣適そ誘六業 項総に総要総正の引条者 の理協理な理に他しが `事講 ははるは、はす品般者べ 、る類消はき 、と、以、る類消費を指指と指下前たのが表 針針も針こ項め提着自品 のをにをののに供に 己類 定条規必によのの 更め消めに定要関る供提 にた費よおになすり給供 うい基体る主す及 いき委とてづ制事的るび ては員す単きの項か商表 、会るに事整及つ品示 用遅のと「業備び合又の す滞意き指者そ商理 は管 るな見は針がの品的役理 講他又な 務上 、聴あとずのは選 \mathcal{O} こからいべ必役択取措 れなかうき要務を引置 をけじる措なの阻に 害っ 品質、規格11することのついて、景1 し講規 なけれるの \bigcirc な V 0 から容景又 品は つなに 有い係類表 るの示 表価に 示額よ に ŋ \mathcal{O} 関 最 不 す高 る額に

- 2 \emptyset 関を \emptyset して、か格そ \mathcal{O} とするの他の 効 な 実 施 を 図 る た
- 3 委 規大議大指大管の 定臣す臣針臣理景 くを すな事定 るら業 もな者 のいの と。事 事 業を 所 管 す る 大 臣 及 び 公 正 取 引
- 5 4 変 定 0 準 と す

び

第 すな二へ る実十指 こ施七導 とを条及 が図 でる内助 きた閣言 るめ総 必理 要大 が臣 あは る と前 認条 め第 る一 と項 きの は規 定 当に 該基 事づ 業き 者事 に業 対 者 しが 講 そず のべ 措き 置措 に置 つに い関 てし 必て 要 なそ 指の 導適 及切 びか 助つ 言 有 を効

び

ずき二 内べ措十勧 閣き置八告 総旨を条及 理の講 大勧じ内公 臣告て閣表 はをい総 、すな理 前るい大 項こと臣 のと認は 規がめ 定でる事 にきと業 よるき者 。はが `正 当当 該な 事 理 業由 者が にな 対く して 、第 景二 品十 類六 の条 提第 供一 又項 はの 表規 示 定 のに 管基 理づ 上き 必事 要業 な者 措が 置講 をず 講べ

る 勧 告 を 行 0 た 場 合 に お 11 7 当 該 事 業 者 が そ \mathcal{O} 勧 告 12 従 わ な 11 لح き

は

そ \mathcal{O} 旨 を 公 表 す る لح が で き

第 五. 節 報 告 \mathcal{O} 徴 収 及 び 立 入 検 査

2 事そ者勧二 第い前業のに告十 項を職対を九 の行員し行条 ` う 規うに 、そた内 定場 に所当のめ閣 よに該業必総 り立事務要理 立ち業若が大 入入者しあ臣 検り若くるは 査 しはと を帳 く財認第 す簿は産め七 書そにる条 類の関と第 職 そ者しき一 員 のとては項 は 心他を報 そのの告当規 物事を該定 \mathcal{O} 身件業さ事に をにせ業よ 分 検関 を `者る 査し若若命 示 すされてして しの帳そ徴 書 をくる簿の金 携はる書者納 帯関事類と付 ※業そそ命 者者のの令 関にの他事又 係質事の業は 者問務物に前 にさ所件関条 提せ、のし第 示る事提て一 業出関項 L なと所を係の けがそ命の規 れでのじあ定 ばき他、るに なるそ又事よ 。のは業る

項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 権 限 は 犯 罪 捜 査 \mathcal{O} た \otimes に 認 \Diamond 5 れ た Ł \mathcal{O} と 解 釈 し 7 は な 5 な 1

3

な

第 章 適 格 消 費 者 寸 体 \mathcal{O} 差 止 請 求 権

一し若対及三 くししび十 若商はくて第条 し品予は次四 く又防予の十消 ははに防各一費 役役必又号条者 務務要はにに契 をのな当掲お約 供品措該げい法 給質置行るてへ 、を為行単平 て規とが為に成 い格る当を「十 るそこ該現適二 他のと各に格年 の他を号行消法 事の請にい費律 業内求規又者第 者容す定は団六 ににるす行体十 係つこるうニー るいと表おと号 もてが示そい `でをれぅ第 よ実きしがごこり際るたあ 条 もるは第 のと、 兀 でき事項 あは業に `者規 る 旨当が定 、す の該 周事不る 知業特適 そ者定格 のにか消 他対つ費 のし多者 `数団 当 該当の体 行該一〇 為行般以 の為消下 停の費こ 止停者の 若止に条

と品 し格 L る他 業条 者件 るい もて よ実 \mathcal{O} り際 もの € O 著も しの く又 優は 良当 に事 で該 あ事 る業 し者 と者 誤と 利 種 認同 で若 さ種 あし れ若 るし 表く とは 示は を類 さの す似 るの る品 こ商

れ活 あ力費示し商 る員者をく品 旨は安すは又 、全る役は \mathcal{O} 情事法こ務役 報業へとを務 。供の を者平 得が成 給 価 た不二 と特十 てそ き定一 いの はか年 `つ法 他の の取 適多律 格数第 事引 消の五 費一十 者般号 にに 団消ご 係つ 体費第 が者十 同に一 \mathcal{O} 項対条 のしの 規て七 定前第 取も に項一 引の よ各項 の又 る号に 相は 請に規 手 当 求揭定 方 該 をげす するる 著業 る行消 権為費 くと 利を生 有同 を現活 適に協 切行力 るく にい団 行又体 誤類 使は及 す行び 認似 るう消 たお費 れ商 めそ生

に 、情 にる

3 \mathcal{O} 適前必 切項要 なのな 行規限 使定度 のにに 用よお にりい 供情て す報 るの当 目提該 的供適 以を格 外受消 のけ費 目た者 的適団 の格体 た消に め費対 に者し 利団 用体当 しは該 又当報 は該を 提情提 供報供 しをす て第る は一こ な項と らのが な規で い定き ょ る 請 求 を す る 権 利

第 儿 章 協 定 又 は 規 約

が的て三へ な内でか 、同的ろ閣の閣当不一す不け閣きつ内一定 理総 、大こ的理事規 、一公な正認正規い連もを定正しび公事 者あして委と者引団 、は員す間委体 利こーな会るの員は 益と般らはと公会 、き正の内 費い前もな認閣 競定府 の同争を令 協様を受で 定と確け定 又す保てめ はるす 、る る不と た当こ めなろ の顧に 協客よ 定のり 又 誘 は引景 規を品 約防類 を止又 締しは `表 結 し一示 `般に 又消関 は費す 設者る 定に事 すよ項 るるに こ自つ と主い

項 規 約 が 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} VI ず れ に Ł 適 合 す る と 認 \emptyset る 場 合

一で 保 消な 者 に ょ る 自 主 的 か 9 合 理 的 な 選 択 及 び 事 業 者 間 \mathcal{O} 公 正 な 競 争 を

のる を 不 当 に 害 す る お そ れ が な 11

四三二

3 る 、は又当、ス は 第該第 一 認 一 該 項定項 協 又をの は取認定 前り定 L 項消を < のさ受 は 規なけ 規 定けた 約 にれ協 か よば定 5 るな又脱 処らは 退 分な規 い約。が ることを が 前 項 各 不 号 当 \mathcal{O} ず制 11 限 れ L か な に 適 合 す

4 こ内も内 、当 を た と き は 内 閣 府 令 で 定 \Diamond る

5 約三項 及項(私 こ第法独に総で総該当般る当れ総る合閣条又 れ二第占よ理な理協に消たなば理 ら十八のり大く大定差費め顧 に条条禁、臣な臣若別者に客同臣れな大業約 基第の止告及つ及し的及適の項及を選臣者 づ一二及示びたびくでび切誘のび変択及又 い項第びし公と公はな関な引認公更及びは す第項正け取め取約こ事の防を取よ事正業 る七及取れ引る引にと業で止し引う業取者 事十び引ば委と委参 業条第のな員き員加 者の一確ら会は会し 又四十保なは は第条にい 一第関 業項二 す 者並項る 団びに法 - 律 体に の第いの 行七て昭 為十進二 心に四用 は条がする のる 適 規 年 場 用定 法 しなけた 律 はをかり な な第二の第五十 一項の一号 認第一 定八第 を条七 受の条 け二第 た第一 協一項 定項及 又及び はび第 規第二

議

十協 内 閣 総 理 大 臣 は 前 条 第 項 及 び 第 兀 項 に 規 定 す る 内 閣 府 令 を 定 \otimes ょ う لح す る ح き は あ 5

か

ľ

確

 \otimes 公 正 取 引 委 員 会 に 協 議 L な け n ば な 5 な 1

第 五 章 雑 則

第 2 では 定 めこ \mathcal{O} る 法 ک 律 ろに ょ に よる り権 、限 前へ 項政 令 \mathcal{O} で 規 定 定 \Diamond に る ょ ŧ り \mathcal{O} 委 を 任 う除 < れ た 権を 限消 の費 一者 部庁 を長 公官 正に 取委 引任 委す 員る 숲

に で

3 臣定のる 局第が前長証任金る限金の事使公又に規事消委消十権 ○融規業し正はよ定情費任費 が又項務のは取れ庁と次庁定者た取金りにが者す者条の ではの局規財引た長が項長にのと引融委よあ庁る庁 き財場長定務等も官でに官よ事き委庁任るる長こ長内任 る務合又に支監のはきおはる業は員長さ勧た官と官閣等 `会官れ告めはがは総 、にたを 「令に管令事委権効事緊き政大 でつすで業任限果業急る令臣 _ 的者か 庁めて大めのる第ににつ 二行対重 とそはと業と十うし点この、こをが九上、的 で 条で第に 一に部令に管き第必七不 とよ又でよする一要条当 項が第な のあ一景 規る項品 定との類 に認規及 よめ定び るるに表 とよ示 権 限きるに には命対 ` 令 処 限 す 政 る 。令課る で徴必 を定金要 当め納が 該る付あ 事と命る こ令こ 業 者ろ又と のにはそ 事よ第の 業り二他 **`**+の を 所第八政 管 一条令 す項第で るの一定 大規項め

5 4 行 融定いる定者す 臣る事こ ろ全政ろ所 りは定りる \otimes 大 す第部るそ臣 る三をとの又 項地こ結は の方ろ果金 に規支にに融 つ定分よつ庁 いに部りい長 、て官 りの第消は の任に項者前 一さ委の庁二 部れ任規長項 をたす定官の 証権るにに規 券限こよ報定 取及とり告に 引びが委すよ 等第で任るり 監四きさも委 視項るれの任 たとさ すれ 権 るた 限 及 権 \mathcal{U} 限 前 を

6 す権 項 `るい`権を て政限所政 金 る 長 官 権 限 総 称 てよ局 そ委長三費 委の 員 規 会定 にに 委よ 任る

7 委 て支務委会。で 定 8 る 部 ところ を 財 務 に 局 ょ 長 り 又 は 金 財 融 務 庁 支 長 局 官 長 権 に 限 委 任立 前 す 項 ることが \mathcal{O} 規 定 でに ょ き ŋ る 証 券 取 引 等 監 視 委 員 会 に

8 局 、局局任は 券を又る政 こ令 引揮財とで 等監務が定 でめ る とこ ろ に ょ り 第 六 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 委 任 さ れ た 権 限 \mathcal{O} 部 を 財 務

9 取指は 委 任 さ れ た 権 限 に 係 る 事 務 に 関 し て は 証 券 取 引 等 監 視 委 員

10 う務 と長六財項又券さ融こ 支にはよ局視を 局お財り長委除政 長い務財に員く令 が う証長長す お監督支 に員 つ会 11 が て行 のう 審報 查告 請又 求は は物 、件 証の 券 提 取出 引の 等命 監令 視 委 第 員 八 会項 にの 対規 し定 てに のよ みり

行財

11 都 道第 府一 県 項 知の 事規 が定 行に うよ こり と消 と費 す者 る庁 こ長 と官 がに で委 き任 るさ れ た 権 限 に 属 す る 事 務 \mathcal{O} 部 は 政 令 で 定 8 る ろ に ょ り

令

2 第 7 三 定第十内 め三四閣 る十条府 **€** = の条こへ にののの 限規法委 る定律任 。) を はに等 定 内め 定 閣る 足めようとすえ閣総理大臣がるもののほか がか る 前 場 項こ 合 にの に 規法 0 定律 すを て る実 準 内施 用 閣す す 府る 令た ~ B 第 必 三要 十な 一事 条項 第は 項内 の閣 協府 令 定 で 又 は定 規め 約 に 0 11

相

第 互び政三へ の表機十関 密示関五係 接にご条者 なよ 関内互 連る 係閣の 携 顧 地総連 の客 確の方理携 保誘公大 引共 に 臣 を団 努 め防体関 止の係 る し長行 のて 政 と一独機 す般立関 る消行の 費政長 者法 の人当 利国該 民行 益 生 政 を 保活機 護 セ関 すンが るタ合 た 議 めの制 長の 必そ機 要の関 な他で 情のあ 報関る 交係場 換者合 をはに 行 あ う不つ こ当て となは そ景 の品当 他類該 相及行

第 六 章 罰 則

る 三 + 六 条 第 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 命 令 に 違 反 L た 者 は 年 以 下 \mathcal{O} 懲 役 又 は \equiv 百 万 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 に 処 す

2 前 項 \mathcal{O} 罪 を 犯 L た 者 に は 情 状 に ょ ŋ 役 及 び 罰 金 を 併 科 す る لح が で き

する偽三 る質の十 問物七 に件条 対の し提第 て出二 答を十 弁し九 `条 を せ又第 ずは一 、同項 若項の しの規 く規定 は定に 虚によ 偽よる のる報 答検告 弁査若 ををし し拒く たみは `物 者 は妨件 `げの `提 年若出 以しを 下くせ のはず 懲忌 役避若 又しし , < は 三若は 百し虚 万く偽 円はの 以同報 下項告 のの若 罰規し 金定く にには 処よ虚

一対は三 し財十 第て産八 三もに条)関 六当し法 条該て人 **`**の 一号次代 項にの表 定各者 三め号又 億るには 円罰掲法 以金げ人 下刑る若 のを規し 罰科定く 金すのは 刑る違人 反の 行代 為理 を人 た使 と用 き人 はそ \mathcal{O} 行他 為の 者従 を業 罰者 すが る ほそ かの 、法 そ人 の又 法は 人人 又の は業 人務 に又

十 第各

- 一め次 るの法 は項前第罰各人前 被の条三金号で条 十刑にな 者合同六を掲い同 とに条条科げ団条 すおの第する体の るい罰一る規の罰 。定代金 の表刑 違者 反 行管 為理 を人 し、 た代 と理 き人 は、 `使 行 用 為人 者そ をの 罰他 すの る従 ほ業 か者 、が そそ \mathcal{O} 団 団 体体 にの 対業 し務 て又 もは 財 当産 該に 各関 号し にて 定
 - 億 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 刑
- 3 る人 又前 疑 場 場て金項 合は刑 Ø ` 訴 代 訟 表 行者 為又 には 関管 す理 る人 刑が 事 訴そ 訟の 法訴 △ 訟 昭行 和為 二に 十つ 三き 年そ 法の 律 団 第体 百を 三代 十表 一す 号る) ほ のか 規 定法 を人 準を 用被 す告

第 団置三 体を十 に講九 該ぜ条 当ず す、第 る又三 もは十 のそ六 をの条 除違第 く反一 の為の を違 代知反 表 りが 者 ` **b** に そつ 対 のた L 是 場 て 正合 ŧ, にに 同心お 要い 項なて 措は 罰 置 金 をそ 刑 講の を じ違 科 な反 す かの る つ計 た画 当を 該知 法り 人 へそ 当の 該防 法止 人に で必 事要 業な 者措

2 第 他役を四 の前の員講十 他項者若ぜ条 ののがしず 団規構く、第 体定成は又三 では事管は十 あ、業理そ六 る同者人の条 場項で又違第 合にあは反一 に規るそ行項 お定場の為の いす合構を違 てるに成知反 は事は事りが 、業 、業 `あ 当者当者そつ 該団該へのた 団体事事是場 体の業業正合 の理者者にに 理事をの必お 事そ含利要い そのお益なて の他。の措は 他のた置 の役にめをそ 役員対に講の 員若しすじ違 又してるな反 はくも行かの 管は 為つ計 理管そをた画 人理れ行当を に人ぞう該知 又れ役事り こは同員業 れそ項、者そ をのの従団の 適構罰業体防 用成金員の止 す事刑)理に る業を代事必 者科理そ要 がす人のな 法るそ他措 。のの置 人

第 供四 し十 た一 適条 消第 費三 者十 団条 体第 は三 `項 三の 十規 万定 円に 以違 下反 のし 過て に情 処 報 すを る同。毎 項 に 定 8 る 目 的 以 外 \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} た 8 に 利 用 L 又 は

提